

令和5年山形村議会第1回定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月8日(水曜日)午前 9時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案の訂正請求について
-

出席議員(12名)

1番	小出敏裕君	2番	竹野入恒夫君
3番	百瀬昇一君	5番	小林幸司君
6番	福澤倫治君	7番	春日仁君
8番	大月民夫君	9番	三澤一男君
10番	上條倫司君	11番	大池俊子君
12番	新居禎三君	13番	百瀬章君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭君	副 村 長	赤羽孝之君
教 育 長	根橋範男君	総務課長兼 会計管理者	篠原雅彦君
企 画 振 興 課 長	藤沢洋史君	税 務 課 長	旗町通憲君
住 民 課 長	中川俊彦君	保 健 福 祉 課 長	古畑佐登志君
子 育 て 支 援 課 長	堤岳志君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太君

建設水道課長 宮澤寛徳 君

教育次長 小林好子 君

総務課長
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

出席要求者の簗町税務課長から欠席届が出ております。

また、先ほどのファックスの対応で、赤羽副村長が遅れてまいりますので、報告を受けております。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、小林幸司議員、6番、福澤倫治議員を指名します。

◎一般質問

○議長（百瀬 章君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（百瀬 章君） それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「行政情報発信に特化した『行政連絡班』組織の構築を」について質問してください。

大月民夫員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 改めまして、おはようございます。明日からいよいよ始まりますワールドベースボールクラシックは、このところ心を晴れやかにする話題がめっきり乏しい中、日本列島に歓喜と感動の光明を灯してくれるのではないかと大いに期待し、精いっぱい声援を送りたいと思います。

それでは、今定例会一般質問の開口一番役を務めさせていただきます。

「『住んでみたい』『住んでよかった』『住み続けたい』そんな“やまがた”づくりにチャレンジします」といたしましたキャッチフレーズの第6次総合計画に基づきました新年度がいよいよスタートいたします。

経済・環境・福祉・教育等々、各分野課題山積の船出ではありますが、近年弱体化の潮流に歯止めが利かないコミュニティ力の低下はボディーブローのようにチャレンジ精神機運の拍車を阻害しかねない流れとして、徐々に響いてきているのではないかと危惧するお声を数多くお聞きします。重点プロジェクトとして掲げられております「時代にマッチした連絡班の仕組みの定着」に絞り込みまして、質問をいたします。

初めに、現状の連絡班をすべての住民に関わる内容を軸とした活動内容への見直し方針が示されておりますが、現状での軸とすべき活動内容候補をお聞かせ願います。

続きまして、見直しのたたき台づくりや、住民ニーズの掌握など、今後のプロジェクト推進方針をお伺いします。

もう1点は、僭越ではありますが、提言を交えた質問になりますが、ご所見をお聞かせください。

行政から発信する情報資料は、すべての世帯に配布することを基調とする行政連絡班組織の構築を提言申し上げます。住民の多様性を尊重しながら、新たな仕組みを探求する観点から、たとえ一方通行でも、行政の動向・志向、これは連絡班加入・未加入を問わず、漏れなく村民に伝える必要性を強く感じます。

行政情報発信だけに特化した行政連絡班の再構築を最優先課題とし、行政連絡事務費を周知・活用しながら、すべての世帯に情報が行き渡る配布体制づくりを現状の連絡班加入・未加入世帯がこぞって注力できる、そんな指針の提示をいただくことを期待をいたします。

村民パワーが新組織の輪を徐々に広げるフォローは、行政の熱意が示されれば可能と私は思われます。所見をお伺いいたします。

以上、通告に基づきまして質問申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えをいたします。

「行政情報発信に特化した『行政連絡班』組織の構築について」のご質問であります。1番目の「現状の連絡班をすべての住民が関わる内容を軸とした活動内容への見直し方針が示されておりますが、軸とすべき活動内容について」ということであります。

第6次総合計画における基本計画のまちづくり分野において大きな課題であります連絡班未加入世帯は、令和5年1月末の時点で、約34%が未加入世帯であります。

「軸とすべき活動内容は何か」ということでありますが、災害などへの対応、行政からの情報伝達、ごみステーションの管理、地域の環境整備や子育て・高齢者福祉など、共助の力が発揮できる連絡班であることが理想であると思えます。

2番目のご質問の「見直しのたたき台や住民ニーズの把握等、今後のプロジェクト推進方針」についてお答えいたします。

それぞれの地区で、それぞれ伝統の文化や伝統行事を伝承しております自治組織で

ある区や連絡班であります。村としては、行政事務の執行のために連絡班にご協力をお願いする事項と、地域の皆さんが自治会として必要だと考える役割の仕分けが必要になると思います。

村としては、連絡班をお願いする必要不可欠なものは何かを洗い出し、多くの村民の方が納得のできる連絡班の位置づけを明文化することが第一歩だと思います。村民の皆さんには、それぞれの地区ごとに、住みよい地域コミュニティの在り方について研究をしていただきたいと考えております。

3番目のご質問の「行政情報発信だけに特化した行政連絡班の再構築を最優先とし、行政連絡事務費を周知・活用し、すべての世帯に情報が行き渡る配布体制づくりに現状の連絡班未加入世帯がこぞって注力できる指針の提示を期待します。所見はどうか」ということでありますが、現在、行政からの文書等は、連絡班加入世帯に連絡長さんから配布をされております。

未加入者の方については、公共施設に出向いていただいて文書を受け取るようお願いをしております。当村でもホームページによる刊行物の閲覧や、公式アカウントを取得したLINEでも御覧いただくことができるようになっております。

村民の皆さんの価値観も多様化しておりますので、個人個人で必要とする情報が異なる時代であります。近い将来、村民の皆さんが必要とする情報は、スマホなどを活用し、自分で情報を取りに行くことが基本になると思います。

また、デジタルになじめない方や要支援者などについては、地域の皆さんが互いに助け合える隣組などの互助の組織をつくっておくことが大事なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 通告質問に対する答弁を頂戴しました。

再質問に入ります前に、今日までの経緯という点で、一旦整理してみました。その辺恐縮ですが、取りあえずお聞き取りをいただきたいと思います。

コミュニティ力に関します議論というのは、これまで数多くの同僚議員がそれぞれの切り口で、この一般質問の場でも活発な議論が展開されてきております。

私自身も直近では一昨年、令和3年9月定例会で、全世帯を網羅した防災組織の再編成を目指す視点で意見交換をさせていただきました。その際に、コミュニティ力について近年の組織力の変貌状況の実態確認をさせていただきました。その部分だけ、

いま一度引用させていただきたいと思います。

組織力の変貌状況につきましては、前回質問した令和3年時点の連絡班加入率、また、その時点から10年前、平成23年当時、さらには20年前、平成13年当時との比較対象した加入率を総務課からご提示をいただきました。

加入率、パーセンテージの小数点以下は四捨五入させていただきますが、20年前、平成13年度の加入率は92%を確保しておりました。10年前になります平成23年度には、加入率が83%と、加入率減少傾向の兆候が出始め、一昨年、令和3年時は68%まで急激に落ち込んだという内容でございました。先ほど村長答弁で、現状が約66%、そんな形の現状かと思えます。

ただ、この実態から見ますと、じわじわ加入率が落ち込んだというよりは、一部ほころびが生じ始めてから、部分的ではありますが、将棋倒しのように一気にまとまった形で組織離れが生じてしまった、そんなふうにいえるのではないかと思います。

要因につきましてはいろいろありますけれども、地方の議会ではなかなか力が及ばない分野ともいえますけれども、バブル崩壊による長期にわたる景気の低迷とか、労働の雇用システムが大幅に改定されたことによる格差社会などが起因すると専門家の皆さんがおっしゃっております。経済的な面ももちろんありますけれども、精神的な余裕が失われてきた流れと分析されておられるようで、決して当村だけに限った現象ではなさそうです。

ただ、特に当村の特徴としましては、ベットタウン的な要素から人口増を積み重ねが急ピッチで運んできたという中で、昔を振り返りますと、早起き野球とか、ナイターソフトボールチームがそれぞれピーク時には村内に二十数チームも結成され、大所帯でしのぎを削る、まさに近隣からびっくりされるような、そんなにぎわいを見せていたり、ソフトバレーなどもリーグ戦を活発にやったりとか、各地区の代表決定戦で勝ち抜くと、村の分館対抗春一番決戦に臨むなど、近隣から見た目では活力がまさに満ちあふれたそんな村、そんな時代が長きにわたっていた気がします。

そんな礎があったからかもしれませんけれども、時代背景の変貌に沿った見直し対応が後手になってしまって、近隣市村に比較しますと組織離れの規模がここ十数年で一気に拡大してしまったといえるのかもしれません。

以上の分析経過、すみません、長くなって申し訳ございません。今後の見直しに着手するにあたりなのですけれども、ポイントは、現状の連絡班組織というのは、今村長答弁にもございましたのですが、情報の周知などを行う行政主導型の事柄と、各地

区や連絡班ごとが主体で取り組む自治活動の事柄、それを一体的に運営していただいている、そんな歴史というか、現状でございます。

過去には、ほぼ全世帯の下で組織ができていたり、また、何らかの要因で一部組織外になった世帯には行政が専属スタッフを配備して情報発信のフォローができていた時代までは、こういった一体的な運営も違和感なく機能していた、そう思われますけれども、現在加入率60%の今日では、たとえ情報発信のデジタル化の推進を積極的に図ったとしても、加入・未加入世帯の分断による弊害というのは、そういうリスクはなかなか計り知れない、そんな実態は解消されないと思われます。

そんな中で、一昨年議論で、情報の受信・発信、自主防災、それとごみ処理等の環境問題、以上の3本柱に絞り込んで新たな連絡班組織の構築を目指したのですけれども、なかなか具体的な推進プランに結びつくことができませんでした。自治活動に関しての任意性という、その壁を突破するには相当な説得力がなければできないということを実感しております。

大変長くなりました。再質問に入らせていただきます。

以上の経緯から、今回は行政主導の情報発信のみの行政連絡班を構築し直したらどうかという私の提言でございます。未加入世帯がない連絡班はそのままスライドで構いませんけれども、未加入世帯が混住している連絡班では、行政からの今後こうしますよという、そういう指針を出していただければ、各連絡班は努力して、1世帯の漏れのない行政連絡事務、それを配るということは決して不可能ではないと思います。

今の答弁ではなかなかその宣言まではちょっとこぎ着かないかなという印象を受けたのですが、そういう必要性、そういうのを私は痛感しておりますけれども、いま一度、その辺の所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大月議員から、今までの経過も含めてのご質問でございましたけれども、村が、昔の話になって恐縮なのですが、連絡班というものができた時点から、そのときの経緯から申し上げますと、常会という自治会のところへ、その組織の上へ連絡班をかぶせたという形であります。

連絡班とはどういう位置づけかということが、村の例規集を見ても数行しか出ておりませんし、村が連絡班に何を期待しどういう役割をお願いしているかということも、これも曖昧なところがございます。自治会という、区連絡班というところをお願いをしているというのですか、曖昧な状態のままいろいろなことをお願いをしてきた、そ

ういったつけといたしますか、そういったところの矛盾点が今出ているということも1つの原因かと感じております。

先ほど申し上げましたとおり、連絡班、区というものを村としてはどういう関係にあるかというところをしっかりと洗い出すというのですか、どういう役割を担ってもらうかということの確認をまずしなければいけないと思っております。

その中で、先ほど申し上げました防災だとかごみの問題、それから、これからは福祉の問題が当然出てくると思っております。今というよりも、これから5年、10年先ということを考えて、村として、行政として、連絡班に何を願うのかということをもう一度しっかり文書にして、こういうものが連絡班ですという、まず連絡班の定義を決めるということをしなければいけないと思っております。

それについては、区の皆さんに受けていただく、連絡班、区の皆さんにこれで行きますけれどもどうですかというすり合わせをまずしなければいけないと考えておりますので、何回か区長さんとは話をしておりますが、区ごとの事情もありますし、微妙に違うところもあります。その辺がこれからの課題だと思っております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 最初の答弁でもございましたけれども、その辺の仕分けというのですか、行政が主体でやることと自治でやること、その辺の仕分け。行政でやることで、この辺はという、皆さんでというか、その辺の仕分けがもちろんポイントになるかと思えます。

ただ、大ざっぱに今後の進め方という2つの手法があると思うのですけれども、現状の進め方というのは、未加入になるその要因、幾つかありますよね。数えきれないほどいろいろあるのですけれども、そういったものを時代にマッチしたものに変わっていく、そういった議論をして、現状の連絡班、区とか、その組織の中身を変えていくというやり方があると思うのですけれども、その協議をするテーブルに現状未加入の世帯の皆さんが本当に参加していただけるかどうかという、その辺の不安があるものですから、本当に実のある見直しというものはできるかどうかというのが、これからの進め方の中では非常に難しいかなと思っております。

そういう意味で私は今、未加入世帯の皆さんに必要なものは取りに来てくださいというスタンスを全く否定するものではないのですけれども、ある意味では未加入世帯の皆さんがちょっと分断という言い方をしてしまうと大変恐縮なのですけれども、お

任せでという、1歩も2歩も引いてしまっている。この状況はどうしても打開したいという思いがあります。

そういった意味で、先ほど一方通行でもいいからという言い方をしたのですが、いろいろな情報発信、広報にしろ、館報にしろ、議会報にしろ、そのほかいろいろありますし、中身を回覧板で回すとかそういうのもあるのですが、そういう情報だけでも発信し続けることによって、何とかその辺も諦めずに、何とかいい区や連絡班の運営をするにはどういう方法があるかという知恵を出していただく、そういう余地をいただく意味でも、どうしても情報発信だけは何とかみんなに伝えられるような、そんな選択肢が私は有効ではないかとどうしても思うのですが、今後の進め方という意味では、私は二分したのですが、その辺での考え方というのをいま一度確認していただけますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 村側から出す情報を連絡するという仕事、そのことについては行政の側から見ておりますと、議員さんも含めてでありますけれども、行政側から出ていく情報というのは必要なものだと思って提供するのですが、村民の皆さんからとれば、それは必要ではないと考える村民の皆さんが当然いる。それは、1つの生活の仕方というのですか、それは認めてやる必要があるということが原点になると思います。

「本当は必要だ」「どう考えてもこれは必要だ」と思うのだけれども、受け取る側が「これは必要ない」と言われ拒否されれば、それは知らせることはしないほうがいいとか、そこまではできないというのが情報というものの考え方だと思います。でありますのであくまで、先ほど申し上げましたとおり、村民の皆さんが必要と思う行政情報を取りに来るといのが、最終的なこれからの情報発信の在り方となってくるといと思います。

これについて、多分いろいろな考え方もありますし、そうではないという意見も当然あると思いますので、その辺は先ほど申し上げましたとおり、大勢の村民の皆さんが、その考え方に賛同するという状態にならないとできないことだと思えます。

昔でしたら大勢の皆さんが賛同するというのが、80%、90%という時代だったと思うのですが、今それぞれ多様化の時代でありますので、そこは60%、70%であっても、それを変換しなければいけない。そういう時代になるということも予測しなければいけないと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 現状での考え方は分かりました。

ただ、長い目といいますか、直近の問題もいろいろあるのですけれども、防災の問題、それから環境問題もそうなのですけれども、本当に日常生活でみんな関わる問題、そういったものの組織化をするという意味ではどうしても一体感が必要、その一体感が必要の基盤をつくる意味では、どうしても今の、未加入世帯という言い方は私あまり好きではないのですけれども、そういった皆さんの意識改革、また加入者にとっても未加入世帯の皆さんへの思い、その辺はもうちょっと前向きに、いい方向に向かうようにしないと、ますます思いがうまく皆さんに行き渡らないというか、そんな心配をしております。

なかなか一長一短あります。これからいろいろな課題があろうかと思っておりますけれども、皆さんでそれなりに基本的には支え合う、そんな気持ちを大事にして、地域がどうあるべきか、いろいろな場面で検討を引き続きお願いしたいということだけ申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員、質問事項1については終結してよろしいですか。

続いて、質問事項2「水道・自動検針機能活用による『見守りサービス』の実証導入を」について質問してください。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは、水道・自動検針機能活用による「見守りサービス」の実証導入の質問に入らせていただきます。

水道の利用状況による見守りサービスに関しましては、令和3年第2回定例会で議論させていただき、将来的には自動検針システムが主流の時代になるものと予想されるが、今後、導入経費の推移やシステムの有効性等について十分検討していきたいとの回答をいただき、今日に至っております。

本年1月、他県の出来事ではございますけれども、独居高齢者が事件に巻き込まれ尊い命を失ってしまいましたが、事件遭遇から異変が発覚するまでに気づきが遅れてしまって、極めて長期間の日時を要してしまったという悲痛な報道がございました。

総合計画の「健康・福祉分野」で、ユニバーサル社会、いわゆる年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心した暮らしの実現を目指す、そんな方向性が示されております。そんな指針の中に、新しいシステムを織り交ぜながらの支え合いで、安心した暮らしに結びつく新たな流

れができますように質問を申し上げたいと思います。

初めに、水道の利用状況で安否確認や異常をいち早く察知する「見守りサービス」導入により、独居高齢者の皆さんが安心して暮らせる、そんな地域づくり実現の有効性を検証する意味で、実証実験に取り組む考えの所見をまずお伺いをしたいと思います。

続きまして、将来的にサービス導入を希望する世帯向けに事業を拡大していく場合を想定した場合一つになりますが、「地域支援事業交付金」等の交付対象の可能性についてお伺いをいたします。

そして、3点目としましては、自動検針システムは見守りサービス以外にも、各家庭への訪問検針の省力化、宅内漏水の早期発見、使用料金請求額トラブルの解消など多くの有効性が期待できそうです。先進地の実態把握や最新技術の情報収集と、前向きな検討を継続的に取り組み願いたいと思いますけれども、所見をお聞かせください。

以上、通告に基づきまして質問いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「水道・自動検針機能活用による『見守りサービス』の実証導入を」についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問であります、「水道の利用状況による『見守りサービス』導入により実証実験に取り組む考えはあるか」ということですが、村では現在、高齢者の見守り体制として「いちいちらしネットワーク協定」や「高齢者見守りシステムの運用」に取り組んでおります。

議員ご提案の水道メーターを利用した見守りサービスにつきましては、平成29年からの実証実験を経て導入している坂城町は、当初50世帯が利用していたようですが、現在は20世帯まで利用者が減っている、またこの事業拡大が進まないのは設置の手間やコスト、電話回線のない世帯が増えていることなどが要因のようであります。

水道メーターの機能向上や設置コストの低減等により、費用対効果がある程度見込める段階になれば実証実験の検討もできるのではないかと思います。

2番目のご質問の「将来的にサービス導入を希望する世帯向けに事業を拡大していく場合、『地域支援事業交付金』等の交付対象の可能性がどうか」ということであり

ますが、水道メーターを利用した見守りサービスは、現在のところ地域支援事業交付金の交付対象にはなってはおりません。坂城町においても財源はすべて一般財源で負担しているようであります。

3番目のご質問の「自動検針システムの導入は多くの有効性が期待できると考えるが所見は」ということですが、本村でも導入を考えた場合、清水高原を除き山あいの集落もなく、比較的コンパクトな村でありますので、スマートメーターの通信条件などを考えると、地形的に見て設置には適した環境だと思えます。ただし、課題となるのは、現時点ではまだ初期導入コストが高い点とメーターからの最適な通信方法などの技術面が確立されていない点でございます。

今後の展望としては、東京都などをはじめとする大都市の事業者による試験導入や研究が進み、コストや技術面での問題が解決されてくれば、導入の機運も高まってくると思われます。今後も引き続き情報収集や他の自治体と情報を共有してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。今の大体现状の状況、先にやっているとところの情報なんかも含めてご答弁いただきました。

この見守りサービスについてちょっと触れたいと思えますけれども、最初には、村長答弁で坂城町のお話がありました。私も、この辺ちょっと実態を少し調べてみました。

今答弁ありましたとおり、このシステム、最初は電話回線の活用という形でこの見守りサービスをやっていたのですけれども、今現状はほとんどがスマホに変わっているそうです。スマホとの契約になるものですから、情報を得る側がスマホさえあればという形で、少しそこだけは実際の分析の中でちょっと違うかなと私は思ったので、それだけ最初に申し上げておきます。

見守りサービスに関して、内容を少しだけ認識していただきたいということでお話しさせていただきます。

まず見守りサービスを受けるに、対象世帯に電子式水道メーターと通信装置を取り付けていただく。管理センターとの回線を接続すれば、あとはそのサービスを受ける側、受託側が、例えば家族だったり、親族だったり、あるいはボランティアセンター等が受託先になるケースもあるらしいのですが、その選定をして登録をすれば事前準

備が完了という形でございます。

続きまして、「見守りサービス」の内容です。大別して3点が主な内容らしいのですけれども、1つには、対象者が朝、水道を使い始めたことを察知してお知らせする元気メール、これは毎日そういうメールが入るそうです。2つ目は長時間水道が使いっ放しになった場合の異変メール。3つ目には一定期間水道使用が全くなかった場合の異変メール、そういったものをあらかじめ登録した家族、あるいは親族等にお知らせをする、そういったシステムとお聞きをしております。

当初より今、坂城町の場合利用者が減ってきたという、そのような問題もあるということで、有効性がどうなのかという問題がたしかあるのですけれども、コスト的な面もありますけれども、山形でも中にはこんなサービスがあれば使ってみたいというのがあるとしたら試験的にやってみる、将来的にその選択肢を新たに設けて拡大するかどうかはやってみないと分からないのですけれども、一応そういう選択肢の1つとして村でもやれるという、そういう実証は私はやってみたほうがいいと思うのですけれども、今年とは言いませけれども、実証実験をやるかどうかの研究をもうちょっと試みていただけるかどうか、その辺についてもう一回だけお聞かせいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 水道事業といいますと建設水道課になりますが、福祉の方面からということで、私のほうで答弁させていただきます。

この実証実験、大変高齢者の見守りのメニューとしては有効なものであるかと思えます。

現実的な話をしてしまいますと、水道メーター、今、村で使っているものをいいますと、単価で申しますと1つ当たり2,000円程度になると思います。この見守りシステム用のメーターとその情報の通信装置、そちらを含めると、おおよそ1セットで2万5,000円ほどすることのようです。そんな中でそのコストが一番のネックになるかと思えます。

それからもう1つは、水道メーターというのは計量法の縛りがございまして、8年に1回交換しなくてはいけないということがございますので、一度設置すればもういいということではないものですから、その辺のいわゆる水道事業としての財源とか、その辺が一番のネックになってくるかと思えます。

ただ、これから技術的ないろいろなものが向上していけば、コストがクリアできる

ものになってくれば、実証実験というのも十分やる意味があるのではないかということとは、私個人的にも思っているところでございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。まさに都市部、東京とか大阪とか、あの辺はもうほぼこれに切り替わっていく、そういうことを見越して今やられているようですので、そんな動向も見極めながらという形になろうかと思えますけれども、今お話のあったとおり、コスト的な面、もちろん大分違うわけですが、ただ、8年に1回でしたか、替えるたびにこのシステムは2万5,000円かかるわけではなくて、次回はメーター分の2,000円だけですから、その辺はもしかしたら聞いている方が、8年に1回2万5,000円かかるのではないかという誤解をしてはいけないので、あえて申し上げたいと思います。

将来的なのですけれども、今の検針システム、特に今温暖化で雪も少なくなってきた、ただ、何となく踏み切れないのが、冬場の仮の料金で、あの辺もだんだんああいうふうに行っているところはなくなってきているものですから、そういったことも含めた検討も必要でしょうし、当村の場合、清水高原みたいなところ、毎月使用料の検針大変かなとも思うものですから、あの辺のところの導入とか、あるいはいろいろな公共施設、管理を請け負っている方の負担を考えると、ああいったところも安心して自動検針できる、そんなことも可能ですので、その辺も幅広く含めて、先進地の状況を見極めながらという形で、引き続きご検討お願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 質問終了でよろしいですか。

大月民夫議員の質問はこれにて終了します。

ここで暫時休憩します。

（午前 9時40分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時41分）

◇ 小 林 幸 司 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位 2 番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項 1 「森林整備、特に松枯れ対策の現状と課題について」を質問してください。

小林幸司議員。

（5 番 小林幸司君 登壇）

○5 番（小林幸司君） 議席番号 5 番、小林幸司です。本日は 2 つの質問をしたいと思っています。

まず 1 項目め「森林整備、特に松枯れ対策の現状と課題について」ということでお聞きをいたします。

松本広域では松くい虫による松枯れの被害が深刻化しています。対策しようにも広域にわたっているために手の打ちようがないのが現状です。ですが、早急に対策しなければ手遅れになります。そこで、村の考えをお聞きをいたします。

1、山形村の山林面積は、村有林・区・団体・私有、それぞれ面積と割合はどのくらいなのかお聞きをいたします。

2 番目として、樹木の種類と割合は、中でも松・杉・ヒノキその他の雑木で分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

3 番目、令和 4 年度までに行われた間伐や伐採面積はどのくらいなのかお聞きをいたします。

4 番目、新年度計画している環境森林整備に 230 万円ということで計上してありますが、面積はどのくらいなのでしょう。

5 番目、新年度の松くい虫対策として 700 万円ほど計上してあります。現在の被害木の本数と伐倒計画本数は何本予定されているのかお聞きをいたします。

6 番目、現在、山形村では確認された被害木のみでの伐倒処理ですが、他市町村で行われる予測による伐倒計画はありますかお聞きをいたします。

7 番目、村として、国や県からの松くい虫対策事業（補助事業）を受ける考えはありますか。

8 番目、今後、国からの森林環境譲与税を活用した都市部と山間部の市町村の自治体間連携のお考えはありますかお聞きをいたします。

最後、9 番目、昨年 1 2 月の議会全員協議会で、村長が発言された「税金を個人の山の松くい虫対策に使うのはいささか難がある」とのお考えでしたが、個人所有の山

林でも村として何らかの対策や助成の方法があると思いますが、お考えをお聞きします。

1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員のご質問にお答えをいたします。

「森林整備、特に松枯れ対策の現状と課題について」のご質問であります。

1 番目の質問であります「山形村の山林面積は、村有林・区・団体・私有林それぞれの面積と割合はどれぐらいか」ということですが、まず山林面積であります。村有林約 5 7 8 ヘクタール、個人や共有の所有約 5 7 4 ヘクタール、区や連絡班の所有約 4 3 ヘクタール、社寺約 3 0 ヘクタール、その他の法人などを含め、全体で約 1, 2 6 0 ヘクタールであります。割合としましては、村有林が 4 8 %、個人・共有林 4 6 %、区や連絡班が 3 %、その他が 3 %であります。

2 番目のご質問の「樹木の種類と割合」についてであります。カラマツが 5 0 %、アカマツが 2 7 %、杉が 5 %、ヒノキが 5 %、その他広葉樹が 1 1 %、そのほかにナラなどがございます。

3 番目のご質問の「令和 4 年度までに行われた間伐や伐採面積はどのぐらいか」ということですが、「信州の森林づくり事業」の雨氷被害木及び隣接の伐採が令和元年以降で約 1 8 ヘクタール、県有の治山事業による本数調整伐が令和元年度で 4. 6 5 ヘクタール、令和 2 年度 6. 2 4 ヘクタール、令和 3 年度 9. 8 3 ヘクタールが主な伐採であります。

4 番目のご質問の「新年度計画している環境林整備事業に 230 万円ほど計上しているが面積はどのぐらいか」ということですが、「信州の森林づくり事業」で現在進捗中であり雨氷被害地の環境林整備であります。令和 5 年度は下竹田共有林などの下刈り、植栽、鳥獣防止として約 4 ヘクタールを計画しております。なお、国・県の補助金額により事業費や面積は変動がございます。

5 番目のご質問の「新年度の松くい対策として 700 万円ほど計上してあるが、現在の被害木の本数と、伐倒計画本数は何本予定していますか」ということですが、今年度の被害木調査で被害が確認された木で処理ができなかったものが 3 5 本ほど残っております。令和 5 年度は、まずその被害木を伐倒燻蒸処理をしたいと思っております。

虫の羽化前の春先のうちに処理ができるよう進めている状況であります。

6 番目のご質問の「現在、山形村では確認された被害木のみ伐倒処理ですが、他市町村で行われている予測による伐倒計画はありますか」ということでありますが、現在のところ、業務委託による松枯れ被害木調査で確認できたものについてのみ伐倒処理を進めていく予定であります。予測による伐倒は現在考えてはおりません。

7 番目のご質問の「村として、国や県からの松くい虫対策事業を受ける考えはありますか」ということでありますが、村では、県の松くい虫被害市町村拡大防止事業により、ここ数年、県の補助金交付を受けております。「被害先端地域」として国庫補助を受けるには、被害防止計画の策定や協議会の樹立等を行い、国の認定を受けることが必要になります。国、県両方からの補助金を受けることはできないため、今後は松くい虫の被害の状況により、国の認定も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

8 番目のご質問の「今後、国からの森林環境税を活用した都市部と山間部の市町村の自治体連携のお考えはありますか」ということでありますが、現在のところ、都市部と山間部の連携の予定はございません。

9 番目のご質問の「個人所有の山林でも村として何らかの対策や助成の方法があると思うがどうか」ということでありますが、個人所有の山林でも松くい虫被害が確認された箇所については、緊急伐倒対象として村で処理をしております。そのほか、宅地や山林以外の箇所で発見された場合は、防除対策事業として樹幹への薬剤注入の補助と伐倒駆除に対する補助を行っております。これからも引き続きこのような体制で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5 番（小林幸司君） ありがとうございます。

山形村、小さな村でありますけれども、山林は背負っております。今村長からお答えをいただきました村有林、私有林で約9割を含むということでしたので、なかなか個人所有のものが個人として利用、活用するということまでは至っていないのが現状だと思います。

今まで、昔は相当山を持っていると財産家だということを言われておりましたが、今はなかなか自分の山でもちょっとお荷物だという感じに思っている所有者の皆さんが多いかと思しますので、その森林開発まではいかなくてもいいと思いますけれども、

森林を活用するという面でその中にある木を利用するというので、現状把握、以前にもお伺いをいたしました。カラマツももう60年以上経っているものが増えてきたということで、利用するにはどうしたらいいでしょうかということをお聞きしましたが、搬出して利用するまでにはお金がかかってしまうということで、なかなか難しいのではないかとのお考えでしたが、今でもそういうお考えは変わらないところですか、お聞きをします。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 整備が進まない私有林ということでありますけれども、国では森林譲与税を活用して、そういった私有林の整備に充ててくださいということで、森林経営管理制度という制度を設けております。山形村もこの制度を徐々に導入をして森林の整備を進めていこうと考えておまして、新しく整備された第6次総合計画の中でもこの件に関しては謳われております。

この経営管理制度につきましては、整備をしていって利用価値がある山とそうではない山と色分けをしまして、議員がおっしゃいましたように、搬出をしてお金になりそうな木がありそうなところでは、民間の業者にそういったところを委託をして、促して、そういった整備をしていくという方法と、あと、なかなか利用価値がないというのはちょっと失礼なのですけれども、なかなか整備が難しい私有林につきましては、個人の所有者の方と村が協定といいますか、そういった約束事を結びまして、一体になって村が主体的に整備をしていくという方法を取ると。この2つの方法で今後山林整備をしていこうという考えで、譲与税を活用して進めていくという考えでありますので、どれだけ山形村に譲与税が来るかは分かりませんが、実施計画でもそういったように整備のほうは主体的に進めていくということで謳っておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。なかなか手がつけられないというのは現状なのですが、最近の主流で、家庭でも薪ストーブ等利用する人たちが多くなってきて、薪を求めて河川のところの処理したアカシアなどの木をもらいに行くというものもありますけれども、山形村の中でも伐採すればそういう利用する人たちもいますが、勝手に人の山に入って切ることはなかなか難しいと思いますので、今後の課題としてシイタケの原木もそうですけれども、要らない木を切ってやって活用するという流れをつくらうかどうかと思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ご提案ありがとうございます。

薪につきましては、薪をたくストーブが必要になってくると思いますので、そういったストーブについて、今その制度はないのですけれども何かしら助成をするとか、そういったところで村の方にも薪ストーブを推進して使ってもらう方法ですとか、またその薪についても伐採が可能なところで伐採をして、作って、それを売って収入という流れ、そういった循環を考えて制度として回していける仕組みも、ひょっとすると必要ではないかなと思いますけれども、今のところそういった制度については考えておりませんので、今後の参考にしていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ぜひ検討していただいて、有効利用ができるようにしていただきたいと思います。

3番、4番、5番辺りは、予算委員会の中でも、面積、どのくらいを切る予定なのかという細かいところは説明を受けたので質問はいたしません、なるべく早く被害木をなくしていくというところを検討していただきたいと思います。

また、7番目の国からの認定を受けるには、いろいろな面、苦労しなければいけない。国、県の両方からはいただけないということなので、より有効的な活用をお願いしたいと思います。

8番目の森林環境贈与税については、各市町村で行っているわけではありませんけれども、長野県内でもいろいろ有効に利用している村、町があるそうです。前、産業振興課の方々とお話をさせていただいたとき、各市町村との連携では、見返りというものがないければ、ほかの各大都市からの有効的な譲与税の寄附等も行えないということでしたので、都市部の中では森林がないという都市部もありますので、そのところを今後検討していくお考えはあるかどうかお聞きをします。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 国では、この譲与税を活用した、都市部と山間部の連携というものを今後推進していこうということで考えているようです。

そういった連携の可能性については県も、どういったことが可能でしょうかというアンケートを取ったりもしているのです。そういった中で、都市と山間地の市町村をなんとかマッチングをしていこうではないかということで考えているようですので、何か山形村も魅力的なプログラムですとか、都会に向けて森林を大事にしたい、森林

教育みたいなことで、魅力的なプログラムをお示しをして、それに対して都会の大都市圏の市町村から引き合いをもらうとか、連携をいただくということは今後必要にはなってくると思いますので、何かいい方法があったらまたお知恵をいろいろなところから拝借をして、考えていければと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 今後の検討課題ということで、村としても議員としても考えていきたいと思っております。

その中でも地域に合った自然、森林の中で遊べるというところも魅力だと思いますので、今後の課題としていきたいと思っております。

最後の質問になりますが、個人の山の松くい虫対策には補助金が出ている。あとは山林ではないところでは樹幹注入ということで補助金も出ているということなので、個人の皆さんにはこういう補助もありますよというお知らせを極力積極的に行っていたきたいと提案いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 1番の質問は終了してよろしいですか。

次に、小林幸司議員、質問事項2「あらゆる災害に対応した自主防災のあり方について」質問してください。

小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） それでは、2番目の質問ということで、「あらゆる災害に対応した自主防災のあり方について」ということで質問させていただきます。

今年の2月7日にトルコ・シリアで大地震が発生いたしました。犠牲になった死者も4万人、現在では5万人を超えるとも言われております。度重なる余震で犠牲者が出ております。日本からも救助隊が派遣されて救出にあたっております。

ちょっと遠い国のことのように思いますが、日本でも東日本大震災や長野県の北部地震、阪神・淡路大震災などを経験しています。この先30年以内には南海トラフの地震発生確率も70から80%だと言われております。その中では、山形村は大きな災害に見舞われていませんが安心はできません。日頃の備えが大切だと考えておりますので、以下の質問をさせていただきます。

1、村としての防災のマニュアルと各自主防災会としてのマニュアルは整備されていますか。

2、役場内の人員の確保、平日、休日、夜などの対策はされていますか。

3、村民への告知は万全といえますか。万全でなければ今後の対策はどのように考

えていますか。

4、小坂区で作成した災害時の避難に関するパンフレットをそのほかの区でも作成したらよいと思います。お考えはありますか。

5、最近の未加入者の増加により連絡班の機能が弱体化している中で、避難誘導はどのようにするのかお聞かせください。

6、防災無線が聞き取りにくかったり、携帯電話などが使いこなせない方への案内はどのようにするのかお聞きをいたします。

7、各区の公民館や公会堂が第一避難所になっているが、各常会の集会所を利用するお考えはありますか。

8、各区の自主防災組織の人選は役場としては指導できないものか、各区に任せておくものなのかをお聞かせください。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「あらゆる災害に対応した自主防災のあり方について」のご質問にお答えをいたします。

1番目の質問であります「村としての防災マニュアルと各自主防災会としてのマニュアルは整備されていますか」ということでありますが、現在、村全体の防災マニュアルとしては地域防災計画になると思います。令和3年2月に改訂をし、現在運用をしております。また、各自主防災会のマニュアルについては、組織の防災計画の中に年間の防災活動計画があり、防災訓練への参加などがあります。防災マニュアルということについてはないのが現状でございます。

2番目のご質問の「役場内の人員確保は、平日、休日、夜などの対策はされていますか」についてであります。災害の規模にもよりますが、平日の勤務時間内は通常業務をしておりますので、人員確保については初動体制に特に問題はないと認識しております。

休日、夜間については、有事の際の連絡系統は確立をしておりますが、今現在、村内に在勤者は48人であり、職員全体の52%であります。しかし、有事の際の初動体制については、村内の職員だけでは対応が不十分であるのが現実であります。今後の検討課題であると認識をしております。

3番目のご質問の「村民への告知は万全と言えますか。万全でなければ、今後の対策をどう考えているか」ということでありますが、災害の周知については、令和2年度に防災ハザードマップを配布しております。また、今年に入り、洪水ハザードマップと必要な情報について周知しております。しかし、周知だけでは実際の行動に結びつきませんので、訓練が十分できていないというのは実態であると思っております。それぞれの災害に応じて対応できるよう、より実践的な訓練を実施することが必要だと考えております。

4番目のご質問の「小坂区で作成した災害時の避難に関するパンフレットをそのほかの区でも作成したらどうか」ということでありますが、小坂地区のパンフレットですが、県が小坂区の山に砂防ダムを造る計画の事業の1つとして地区防災マップを策定をいたしました。パンフレットの中ほどには地図がございますが、降雨時に確認された危険箇所や過去に災害のあった場所等が掲載されております。ほかの地区でもというご質問ですが、各区長さんなどに協力をしてもらいながら、身近なマップとして今後作成をしていきたいと考えております。

5番目のご質問の「最近の未加入者の増加により、連絡班の機能が弱体化している中で避難誘導はどうするか」ということでありますが、災害時には、自助・共助・公助と言われております。一番大切なのは共助の部分だと認識をしております。

現在、中大池、小坂区で災害時住民助け合いマップを作成しておりますが、このマップは、1人や家族の力だけでは避難が困難で、地域の手助けを必要とする方へ、地域で協力して助け合い、逃げ遅れの人を出さないという取組であります。今後、そのほかの区でもこのマップづくりを進めていき、有事の際は地域の共助の力で災害に対応していきたいと思っております。

6番目のご質問の「防災無線が聞き取りにくかったり、携帯電話などが使いこなせない方への案内はどのようにするか」というご質問であります。現在村では、防災面の周知では、防災無線、防災メール、有線放送告知端末を利用しております。

携帯電話などが使いこなせない方へは、現在、防災行政無線事業を実施しておりますが、その中に無線による告知の端末機の整備がございます。今後はその中で対応を考えていきたいと思っております。また、聞き取りにくい場所などについては、スピーカーを広範囲に聞こえるものに変更することができるかどうかなどを検討してまいりたいと思っております。

7番目のご質問の「各区の公民館や公会堂が第一避難所になっているが、各常会の

集会所を利用する考えはありますか」ということではありますが、大規模な災害においては公共施設や公民館、公会堂だけでは避難しきれない状況になると思います。その際には議員のご指摘のとおり、災害にもよりますが、建物の安全等を確認した上で、可能であれば集会所の利用も考えていきたいと思っております。

8番目のご質問の「各区の自主防災組織の人は役場として指導できるものなのか、各区に任せておくものか」ということではありますが、各区の自主防災組織ですが、現在、区において役職されている方が役を担っていただいているのが現状だと思います。そういう状況でありますので、任期が終われば新しい方がその役職にあたっていただくということだと思います。非常に重要な組織でありますので、ある程度長い年数をお願いできればと考えておりますが、今後は各区長さんや議員の皆様にもご協力いただき、自主防災会を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） それでは、再質問をさせていただきます。

村としての防災マニュアル、各地区の自主防災会の防災マニュアル、それぞれ年度が替わればまた新しい、引き続きということもありますが、作成をしていくことの流れでありますけれども、8番目にも共通しますけれども、各地区の自主防災会に関しては、常会長は1年交代、評議員は2年ということで、年数が浅いために訓練ができない年もありました。なかなか職名委嘱みたいな形で行っているのですが、ぜひ今後は各自主防災会に合った人選ということで、消防経験者の方を長並びに頭に置くという形の防災組織をつくったらどうかというのが名目として挙げられると思いますが、1年、2年ではなくて、長い間その活動できる方の育成ということで、村は今後考えていく予定というのか、今考えていることがあるかどうかお聞きをします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまの自主防災組織の関係でありますけれども、今議員言われたように、各区、役職の方がいろいろな係に就かれているというところが大半だと思います。

長年務めていただくというお話が今出たのですけれども、確かにそれが一番理想なのですね。係内でもそういう話も出ましたし、防災士の資格がある方とか、ただいま消防経験者がトップに立っていただいている組織するというのは確かに理想だと思うのですね。ただ、今なかなか役員のなり手という部分がそこに絡んできて、本当に今は1

年とか2年で終わってしまう。それにコロナ禍もあって訓練自体が不十分な状態というところで、果たして何かあったときに機能するのかという問題は確かに出てくるのです。

ということで、育成という部分については、村として考えている部分は今のところないのですけれども、そういった組織については、区の方と当然ご相談していかなければいけないところではあるのですけれども、体制については変えていかないと、今後に向けていろいろ課題が出てくると思いますので、その部分については考えていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 今の件については今後も課題となっていきますので、ぜひ検討していただいて、新しい組織ではないとは思いますが、頭に立てる人ができれば、それについていくということで検討していただきたいと思っております。

5番目のことで質問させていただきますが、これは先ほどの大月民夫議員の中でも連絡班の機能をしていないということで、避難誘導をどうするのかというところが課題になってくると思います。自助、共助というところで、自分で何とかしなければ本当はいけないのでしょうか、一人暮らしや高齢の方、その確認方法について。

以前、朝日村の針尾地区のところへ行って相談というかお聞きしたところによれば、小坂区で作ったこういうマップ、これを作成して、またそこに黄色いハンカチというものを作ったと。自分で逃げましたよという確認が取れるように、玄関先にそれを縛りつけておけば中まで確認しなくてもいいということをおっしゃっていました。ですので、逃げ遅れた方がいるかいないか、いちいちそのうちの中まで入ってまでということではないと思っておりますので、それぞれの自分の判断で避難をするという形、有効利用ということを目指していると思っております。ですので、今後、ほかの地区でも、小坂でつくりましたこの防災にあたります計画というのをぜひつくっていただきたいと。

区の区長さんも2年で交代してしまいますので、なかなかその流れが次のところへ伝えていられないというのが現状だと思いますが、ほかの地区、特に小坂には砂防ダムを造る計画がありましたのでこれを先んじてやっておりましたが、ほかの地区でも、公民館等が洪水等で避難区域になっている、特に上大池もそうですし、小坂もそうですしというのがありますので、この点について地区での防災マップを作成したらどうかということで提案をしてありますけれども、ほかの地区の今の流れとしてはどのくらいまで進んでいるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまの地区の防災マップの話であります。こちらの小坂区のマップについては、危険箇所はこういった形で出ているということで、地区を知るといってもこのマップは非常に素晴らしいものだと思います。内容についても簡潔にまとまっています、情報についてもどう取るのかということで、QRコードまで載っているものであります。

ほかの地区については、これも広めていかなければいけないということだと思いますし、住民の支え合いマップについては、小坂が先行して作っていただいたところ、そして今中大池も動き出しているところがございますので、そちらも併せて作成していければと思います。

これも地区の皆様のご協力がないとできないお話ではあるのですが、各地元の皆さんもその地区を知るといってもありますので、そういうことは非常に大切かと思っておりますので、支え合いマップと同時にこちらの防災マップ、各地区とも整備できればということで、お願いはしてまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ぜひ、各区でこのマップ等を作成して、防災に対する意識の向上を図っていただきたいと思っております。

最後にもう1点だけ、役場内の人材の確保について、もう少しお聞きをしますが、職員の52%が村内在住であると、その裏腹では48%が村外から山形村に勤務をされている人たちなのですが、いざもし災害が起きたときに、さて橋が崩落しました、車で来ることができませんということになったときに、どうしても来なければいけない、徒歩で来なさいといったときに、村の職員の中で一番遠いとか、どのくらいかかるとかという、試験的なことは行ったことはあるでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのご質問については、特にそういった細かい部分まではやっておりません。通常の防災訓練のときは、出勤できるかどうかという、そういった回答をロゴチャットで送ってもらうことはやっているのですが、どのくらいかかるのかというところは実際本当にやってみないといけないと思います。

風水害の場合ですと何とか災害が来るにしてもじわじわという形なものですから、招集形態についてもその段階によって決まっております。ただ、先ほどのトルコの地震ではないですが、大きな地震がいきなり来た場合というのが非常に課題にな

るということで、村内には職員がおりますけれども、村内にいる職員も被災してしまう可能性が出てくるということもありますので、全庁併せた中で、そういった訓練も必要だということも承知しておりますし、本当にそうなった場合の具体的な対応というのもしっかり考えていかなければいけないというところでもありますけれども、地震が起こったら、いる人で何とか対策本部を進めていかなければいけないというのが、今のところの現状であります。

○議長（百瀬 章君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ぜひ、役場職員だけではなくて、村民の皆さんからも協力を得るということで、自分の身は自分で確かに守っていかなければいけませんけれども、その後の被災した人たちのために村としてどう動いていくかということを検討していただきたいということで、この質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章） 以上で、小林幸司議員の質問は終了しました。

ここで、議場の時計で10時30分まで休憩します。休憩。

（午前10時21分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時30分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位3番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「行政のデジタル化推進について」を質問してください。

新居禎三議員。

（12番 新居禎三君 登壇）

○12番（新居禎三君） 議席番号12番、新居禎三です。今日は2つの項目について質問いたします。

最初にデジタル化推進についてをお伺いします。

政府は行政手続などのデジタル化を進めるための工程表を示しました。当村においても、第6次総合計画にも明記されているように、庁内連携を図るためにDX、GXの推進が計画されています。そこでお伺いします。

1 番目としまして、デジタル化推進にあたって、システムの構築の多くは外注になると思いますが、よりスピーディーに事を進めるため、また、財政負担軽減のためにもデジタル技術のより理解し構築できる職員の育成が必要であると思いますが、そのような計画はありますか。

2 番目としまして、職員のご努力により、マイナンバーカードの取得率も上がってまいりましたが、今後このカードを利用した行政申請手続などの簡素化などの計画はありますか。

3 番としまして、税金などのコンビニ収納が来年度から始まりますが、役場窓口でのキャッシュレス収納等はお考えでしょうか。

4 番目としまして、高齢者等の生活の質の向上（防災情報の受信や健康維持のための情報などの受信）のために、スマートフォン活用の技術推進のための講習会などの計画はありますか。

以上、通告によりお尋ねいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。

「行政のデジタル化推進について」のご質問であります、1 番目の「デジタル化推進における職員の育成について」ということであります。

少ない職員数で多種多様な業務をこなしているのが現状であります。システムを構築できる職員ということになりますと、専門性が偏り、担える業務の汎用性がないため、現在、育成の計画はございません。

ただし、議員のご指摘のとおり、財政負担の軽減、スピーディーなDXを進めるためには、システムやサービスの導入において相手方と対等に交渉のできる、ある程度の知識を持った職員の育成は必要であると考えております。

2 番目のご質問の「マイナンバーカードを利用した行政手続などの簡略化の計画はあるか」ということではありますが、現在、村でのマイナンバーカードを利用した手続としては、コンビニでの戸籍、住民票、印鑑証明書等の交付が可能となっております。現在は、税務諸証明についての対応はしておりません。

村では、汎用電子申請システムの基本機能を今年度導入し、イベントなどの予約申込み、施策に関するアンケート調査などへの利用をしております。令和5年度からは、

このシステムのオプション機能を拡張し、新たなサービスを導入していく予定であります。その一部にはマイナンバーカードを用いたサービスの導入も考えております。

3番目のご質問の「役場窓口でのキャッシュレス収納はお考えですか」ということですが、キャッシュレス決済はご存じのとおり利便性もよく、国からポイントも付与されることもあり、急速に普及しております。村でも昨年度より窓口収納のキャッシュレス化について研究を進めておりますが、費用対効果の面から導入までには至ってはおりません。まず、村の予算体系の再考・内部事務のスリム化から研究していく必要があると思います。

キャッシュレス決済を含む収納方法の多様化は、住民の方へのサービス向上にもつながるものでありますので、前向きに検討を進めていきたいと考えております。

4番目のご質問の「スマートフォン活用技術推進のための講習会の計画はありますか」についてであります。村では令和3年度より、高齢者等の希望者に向けたスマートフォン・パソコン等の操作、設定教室の開催を実施しました。直近では、国のマイナポイント配布事業に対応するため、3月末まで週2回マイナポイント申請サービス窓口を開催しており、大勢の方にご利用をいただいております。

今後、さらに様々な便利なサービスが提供されてくる中で、どうしても取り残されてしまう方というのは一定数おられるので、現在のところ、具体的な講座等の開催はございませんが、その方たちに向けたサポートなど、その時々求められる支援を今後も継続していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 再質問させていただきますが、一番最初の職員によるシステム等、確かに現状職員の皆さん、大変いろいろな業務を抱えて、なかなかそこまで手が回らない実情はあると思いますが、そういう意味でも、例えば会計年度任用職員として、そういう専門知識を持った人を一時的に来ていただいて、業務をこなしながら職員の皆さんにも知識をつけていただくという、そういうお考えもないですか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 会計年度任用職員を採用して、そういったところの部分を担っていただければというお話だと思いますけれども、選択肢の1つではあるかと思っております。

現状、担当とも話をする中では、今、どうしてもシステムですとか、そういった内

容についてまで私どもすべてを把握するというのが現状無理な状況であります。なるべく理解をするように努力はしておるのですが、そういったところで少し人材を外部の方でお願いできて、やることも1つの選択肢だと思いますけれども、今現在のところは、その予定はないといったところでございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ご存じだと思いますが、つい最近も新聞報道されていますが、松川村等ではDX専門の課をつくりましたよね。近隣ではほとんどのところがDX推進に向けていろいろな方策を始めているのですが、そういう意味で第6次総合計画には書いてあるけれども、山形村は実際に何をやるのと全く見えない部分、多々あると思うのです。そういう意味でぜひそういうことが推進できるような人材登用もそうですし、地域おこし協力隊についてもそういう専門の方を、以前坂野さんがいたのですが、新たにまた採用するとか、そういう方策を考えていただきたいと思います。

2番目のマイナンバーカードについてですが、今村長答弁にありましたが、各施設の予約等のシステムを導入して、インターネットでできるようにという部分がありますが、それはあくまでそういうシステムで、マイナンバーカードでできるのかどうか私分かりませんが、結構いろいろなことを調べるといろいろな自治体で使っているですよ。

例えば、今一番山形村で、以前、私、質問したことがあります、新たに転入者が、例えば子どもさんがいる、障がい者の子どもさんがいる等になりますと、転入届だけではなくて、教育委員会、子育て支援課、保健福祉課、これ場所みんな山形の場合別々なのですよね。それを1か所で、ワンストップサービスできるような、これもシステムを作らなければいけないのですが、そういうのがマイナンバーカードでできるようなシステムを作っている自治体がありますよね。そういうことにも応用できるし、一番、これは恐らくないとは思いますが、職員の皆さんが出退勤にピッとかざす、マイナンバーカード。それで時間管理ができるのですよね。いわゆるサービス残業があるかないかが把握できるのです。

それ以外にも一番多く導入されているようですが、図書館の図書カード、貸出の。これも図書カードを新たに作らなくて、マイナンバーカードで図書の貸出管理をできる。

あと、以前、住民課長に申し上げたことがあるのですが、山形村の場合、印鑑証明をすると、印鑑登録カードっていまだに発行していますよね。コンビニで印鑑証明取

るのには当然そのカードは要らないのですが、役場窓口ではまだ要るようですが、その辺どうですか、マイナンバーカードに印鑑証明のためのカードをひもづけできないのですか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） この制度が始まったときに、印鑑証明の登録カードの機能を付与するかどうかという選択ができるようになっていたようでありまして、当村では当時はまだその機能は付与していないということでございました。

これだけ世の中変わってきておりますし、コンビニ交付の普及率も大分上がってきておりますので、これは近い将来といたしますか、近々に利用範囲については改めて検討する必要があると思います。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 実際に、コンビニで印鑑証明を取るには、全然、マイナンバーカードだけでいけるのですよね。私、実際やってみました。そういう意味で、役場窓口では、恐らくあれは読み取っているわけではないですよね。カードを見て、職員の方が出しているだけですよね。だから、あれは必要ないのかなと思っています。それ以外にも、図書館のカード。

先ほど小林議員の質問に防災がありました。もし仮に災害が起きたときに、避難所を開設した場合に、避難所の来た人の管理といたしますか、誰が来て、誰が出ていったとか、これ結構、災害が起きて、避難所を開始した当初はわっと人が来て大変な業務なのですよね。これがマイナンバーカードでできるシステムを作っているところもあります。避難所へ来た人が読み取り機にカードを当てると、それでその人が避難所へ来たというのが把握できるし、退所するときにもまたやれば退所したというのも把握できる。そういうふういろいろなことができる。

今は、役場の皆さんの努力で、山形村のカードの申請率が上がってきていますが、本来、国が健康保険証にすると云ったから伸びた部分があると思いますが、別に必要なくても、健康保険証に代わるということで大分増えた部分がありますが、そうでなければ、別に持っている意味があまりないなと私たちも思っていました。でも、そうやっていろいろなところで使えるようになれば、もっともっと普及率上がってくると思いますので、当然、システムを組むのに経費はかかりますが、もうそういう時代になっているのだという認識で、ぜひいろいろ研究していただければと思います。

3番目のキャッシュレスですが、村長答弁にもありましたが、費用対効果の部分で

まだですが、前向きに検討はしていく必要があるということなのですが、ぜひ、今もう民間ではほとんどキャッシュレス、小さいお店は別にして導入していますので、そうすれば現金等の収納だと後々当然確認、記帳等の手間が出ますが、キャッシュレスにするとそういう手間が全部一遍にできてしまいますので、ぜひ近隣の市、松本市、安曇野市、塩尻市はもうやっています。町村でも始めているところはかなりありますので、村長言われたように、前向きに進めていただければと思います。

4番目の高齢者等のスマートフォンの技術活用ですが、先ほど言いましたが、お年寄りがスマートフォンを持たない理由として「使いこなせるかどうか不安である」というのと「差し当たって必要ない」というのがありますが、今、いわゆる電話機能だけの携帯電話はかなりお年寄りの方が持っておられますね。携帯電話が出た当初は当然若い人から始まったと思いますが、電話機能だけでも使ってみると相当便利なものであるということで、逆に固定電話は今使う人が少なくなっているのですが。そういう意味で、スマートフォンもある程度使いこなせるようになると非常に便利な部分があります。

そういう意味で、ただ今言ったように、持たない理由として使い方が分からないという部分がありますので、近隣、ほとんどの、村も何回か坂野さん主導でやったことがあるのですが、具体的にスマートフォンの使い方に特化した講習等は今後もお考えはないですか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 先ほど答弁でもありましたけれども、国のマイナポイントの申請が伸びたといった経過もあって、今、火木の午前午後、フルで窓口を開かせていただいております。

その中で、担当している方とお話をする中で、そもそものところが分からないという方がかなり今比重としては増えてきていると思われまます。2月辺りまでは結構ある程度の知識をお持ちで利用されていた、ある程度使っていた方が多かったかと思っていたのですが、ここ数か月、ひと月ぐらいの間に、かなりお見えになる方のスマホに対する知識が薄くなってきているというのも事実としてあるようです。

議員のおっしゃるとおり、使えば便利なものではあるのですが、使いこなせていないというのが現状としてあると思いますので、先ほど申し上げましたけれども、その時々で必要な支援というのが変わってくると思いますので、そういったところをきちんと捉まえながら、私どもでやるべき話なのか、例えば公民館活動として一環と

してやっていただけるのかとか、そういったところも含めて庁内で研究をしたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、課長言われたように、そもそも使えば便利なものだけでも、だんだん、スマートフォンの機能自体もどんどん増えているので難しい部分がありますが、今、先ほど言いましたように、いわゆる昔のガラケーというやつはどんどんなくなってきているのでみんなスマートフォンになってきているのですが、せっかくスマートフォンを持っても使いこなせないもったいない部分があると思います。

お隣の朝日村ではD X活用講座というのをやっています。近隣、結構、これはあれですよ。これは大きな市だけではなくて、中川村とか人口の少ないところでも。結局、先ほどもいろいろありましたが、村がD Xを推進しても、受ける側のほうが受信機能というか連絡ツールを使いこなせなければ絵に描いた餅になってしまいますので、村がD X推進にあたっては、村民みんなが恩恵を受けられる形に持っていく必要があると思います。

特に私が思うに、今回、特定健診の受診票、去年から郵送になりましたよね。受診票を記入して、去年はたしかいちいの里へ持ってきてくださいということで、その辺の返信率というか、聞いていませんが、今年からQRコードが載っていて、QRコードで返答できるだろうということで、QRコードで私やってみましたが、途中からいきなりアナログになるのですよね。自分の氏名等を記入して、送ってきた健診票に記入したやつをカメラで撮って送り返せと。この紙に書くのみたいな。それもやってみました、カメラで撮って。そうするとその中のカメラで撮ったのですが、撮った写真がどこに行ってしまったのか、その後、探してもどこ行ったか分からないし、返信の中に出てこないし、これは駄目だなと思って、また再度書いたやつを持っていきましたが。その辺もシステムを外注で作ったのかどうか知りませんが。

いわゆるワクチン接種の予約は、あれはほかでもいろいろ使っていたやつを汎用したのか知りませんが、うまくいったのに、なかなかうまくいかないのですよね。そういう意味で、システムを配布する側も、システムにたけた人間がいないと、なかなかスムーズに行かないなと思いますので、ぜひ、D Xを推進する専門の職員を会計年度任用職員でもいいし、地域おこし協力隊でもいいので、前向きに推進していただければとお願いして、最初の質問は終わります。

○議長（百瀬 章君） 新居議員、質問事項1は終了してよろしいですか。

次に、質問事項2「職員のワークライフバランスについて」質問してください。

新居禎三議員。

- 12番（新居禎三君） それでは、2つ目の質問です。職員のワークライフバランスについて質問いたします。

内閣府では働くすべての方々が「仕事」と「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方をワークライフバランスと言っています。当村の職員はバランスが取れているのかお伺いいたします。

年間平均超過勤務時間はどのくらいでしょうか。部署により多い少ないの差異はあると思いますが、特に多い部署はどちらでしょうか。

2番目としまして、年次有給休暇の消化率はどのくらいでしょうか。

3番目としまして、男性職員の育児休業の取得はありましたか。また、ある場合は何日間の取得でしたか。

4番目としまして、リフレッシュ休暇の取得率はどのくらいですか。この部分は制度があるかどうか確認していませんが。

5番目の質問としまして、非正規職員の待遇改善のために、会計年度任用職員制度が導入され3年が経過しました。時間・月例給等の職員による違いはあると思いますが、この間の報酬は何パーセントくらい上昇しましたか。また、来年度以降の報酬アップはどのくらいお考えでしょうか。

以上、通告による質問です。よろしくご答弁お願いします。

- 議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 「職員のワークライフバランスについて」のご質問にお答えをいたします。

1番目の質問の「年間平均の超過勤務時間はどれくらいですか。特に多い部署はどこですか」ということではありますが、職員の月平均時間外勤務時間は、令和3年度は15.6時間でありました。

特に多い部署としましては、子育て支援課と保健福祉課であります。保健福祉課ではコロナウイルスの集団ワクチンの接種によるもの、子育て支援課では保育園に勤務する職員の時間外勤務が特に多くなっている状況であります。

2番目のご質問の「年次有給休暇の消化率はどれくらいですか」ということですが、

暦年の取得日数で申し上げますと令和3年度は平均で9.7日でありました。なお、職員の福利厚生のため、労基法の規定とは別に、療養休暇や夏季休暇・慶弔休暇などの特別休暇は別に定めております。

3番目のご質問の「男性職員の育児休暇の取得はありましたか。ある場合は平均何日取得したか」についてであります。現在まで育児休業を取得した男性職員はおりません。

4番目のご質問ですが、「リフレッシュ休暇の取得率」であります。当村ではリフレッシュ休暇を特に定めていないのが現状であります。有給休暇と区別して制度化しておりませんが、職員の福利厚生・働き方改革を進める上で必要があるかどうかについては研究したいと思います。

5番目のご質問の「会計年度任用職員の報酬はここ数年で何パーセントぐらい上昇しましたか。また、来年度の報酬アップはどれくらいお考えですか」ということですが、令和2年4月から制度が創設され、ちょうど3年が経過するところであり。それまでコロナ禍ということもあり、給与のベースアップはないところでしたが、令和5年4月には、正規職員が人事院勧告により基本給与額が上昇したことに伴い、会計年度任用職員についても1から1.5%の上昇をするものであります。また、時間給の職員につきましては、特にベースアップの予定はないのが現状であります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、1番から順番に行きますが、時間外超過勤務が多い職場、予想した返答でした。確かに保健福祉課の皆さんはコロナワクチン接種があった関係でかなり多いのだろうなという部分は、ある意味突発的という語弊があるかもしれないですが、特異的な部分かなという部分ですが、保育園については、これは慢性的な人手不足なのではないですか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 時間外勤務がかなり多いというところは重々以前から、すべて人手不足ということの原因で片づけるには、いろいろ働き方の問題とか職員体制等当然ありますけれども、すべてではないとは思いますが代替保育士がいなくてとか、早朝延長を担当していただく会計年度任用職員の方が不足している状況もありまして、時間外勤務が増えている要因の大きな部分は人手が足りないというところになるかと思えます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 最近よく報道されていますが、保育士が子どもに対していろいろ罵倒したり、そういう部分でよく報道されていますが、これも報道されていますが、とある民間の保育園ですが、国の基準のほぼ倍近く保育士を配置していると。当然民間だから保育料も高いのだと思いますが、そうすると職員の皆さんは余裕ができて、子どもに接する態度も当然、保育士の皆さんも人間ですから、仕事が追われてくるとストレスがたまって子どもたちに対する接し方もつつい乱暴な部分が出てくるのかなと私は思います。その民間は、だから約、国の基準の倍の保育士を配置している。

そうすると、それぞれが、それこそおトイレの時間や食事時間も交代でできて、なおかつ通常人手の少ないところは、子どもたちが帰った後に日誌をつけたり、そういう仕事があると聞いていますので、それも時間内でできるという部分で、根本的に国の配置基準を変えてもらわないと、と思いますが。

ただ当村を見ていると、以前にも質問をしたことがありますが、保育士、先ほど課長の答弁がありましたが、募集しても来ない。それは何か原因は、やはり賃金だと思っていますよ。以前に質問したときは、まだ取りあえず保育士は足りているのでという答弁で、賃金のベースアップ等はその後なかったのですよね。

一般職といいますか、そういう仕事に比べて保育士の給料は安いのですよね。特によそもみんな今ここへ来て保育士不足になってどんどん上げていますよね。山形村、改定したとは聞いていないのですが、その辺の今後、保育士の賃金アップ等をどのようにお考えでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまの保育士不足というところであります。この数年そういう状況が続いておりまして、採用の部分についても来年度は何とかというところはありますけれども、まだしっからは決まっていない状況。

ただ、現場からは非常に少ないという部分、現場は疲弊しているというところも聞きますので、そういった中で採用の関係や会計年度任用職員についても、どうしても賃金の部分で他市村と比較をされてしまうというところがありますので、その部分でどうしてもよそに流れてしまうということもあるようでございますので、会計年度任用職員の賃金についても、多少はアップという、先ほども答弁させていただいておりますけれども、考えていかなければいけないところではあるかと思えます。なか

なか人が集まらない1つの要因であるかと思います。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ぜひ、お願いします。

時間もないので行きますが、年次有給休暇自体は今聞いた数字は公務員の全国平均に近いのかなと思いますが、育児休業、男性は取得した人がいない。子育ては女性だけがするわけではないのです。今、だから、全国的に男性の育休取得を推進している部分がありますので、全国平均の数字が多いところは、トップがうちでいうところの本庄村長ですよ。村長がそういう近々に子どもが生まれるような職員に対して育休取りなさいよと勧める部分が必要だと思います。数字が多いところはそういうことをやっていると聞いていますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、リフレッシュ休暇については制度自体、私も先ほど確認していませんと言いましたが、職員の条例を読むとどこにもないのですよね。ただ、都道府県、政令指定都市では72%、市町村入れて全国平均で35%の自治体が制度化してあります。村長言われたように、通常の年次有給休暇で続けて長期休めればいいのですが、ぜひ制度の導入をお願いしたいと思います。

5番目が、ここが一番大事なところで、いわゆる会計年度任用職員制度が始まった経過は、正規職員との待遇格差があまりにもひどいというもので、この制度が導入された部分があると思うのですよね。でも、今聞きますと、賃金の上昇1.5%、正規職員はもっと上がっていますよね。本来は、もともと差が大きいから、同一労働同一賃金の考え方でいけば、会計年度任用職員の賃金ももっと上げていただかないといけないと思います。

自治体は経費削減と国から言われて、人件費を真っ先に削って、いわゆる非正規職員がどんどん増えている実態は分かりますよ。かといって、今、特に民間とは違うので同じにしろとは言いませんが、民間企業は日本の賃金がここ十何年全然上がっていないということで、今賃金を上げる動きになっています。そういう意味で、当然国家公務員も相当上がってくると思います。それに連動して正規職員も上がると思いますが、会計年度任用職員についても大いに検討していただいて、経費は増えるのを承知の上で上げていただけるよう、考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、以上でよろしいですか。

以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで質問者交代のため、暫時休憩します。

(午前 11 時 10 分)

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 11 時 11 分)

◇ 春 日 仁 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位 4 番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項 1 「ごみ減量に向けた対策は」について質問してください。

春日仁議員。

(7 番 春日仁君 登壇)

○7 番（春日 仁君） 議席番号 7 番、春日仁です。本日は 2 つの質問を用意させていただきました。

まず 1 つ目、ごみ減量に向けた対策はということで質問させていただきます。

役場庁舎の壁に「ずく出して減らせ生ごみ可燃ごみ」といった懸垂幕があります。担当課の並々ならぬ強い思いを感じます。そこで、この可燃ごみ減量に向けた今後の対策について質問をします。

質問の 1、近年の可燃ごみ排出量はどのように推移しているのかお聞きします。

質問の 2、可燃ごみの減量には、重量のある生ごみの減量が必要だと思います。この生ごみ減量の方法としては、食品ロス削減の啓蒙や、コンポスト（バイオ式生ごみ処理機器）のほか、生ごみ乾燥機などの推奨があると考えます。可燃ごみ削減の方法について、具体的なお考えがありましたらお聞きいたします。

以上、通告させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員の質問にお答えをいたします。

「ごみ減量化に向けた対策は」についてであります。1 番目のご質問の「近年の可燃ごみ排出量はどのように推移しているか」ということでもあります。

村の可燃ごみの排出量の推移については、平成28年度以降、昨年度にかけて、6年くらいの様子を申し上げますと、地域のごみステーションから回収される可燃ごみは、年によって若干上下しながらではありますが、総量1,200トンから1,300トンを超える辺りで微増傾向が続いています。

この間、新型コロナの影響もいろいろな形であったと思われませんが、トータルとしては残念ながら年々少しずつ増えているというのが現状であります。

2番目のご質問の「可燃ごみ削減方法について、具体的な考えはあるか」ということでありますが、可燃ごみの減量は、一般家庭においてごみそのものを出さないことと、どうしても出てしまうごみをリサイクル、資源化することで、焼却しない処分を進めることで実現されるものであります。

その一環で、村が直接実施している事業は、コンポストや生ごみ処理機などの機器購入費を補助するものであります。ここ数年は申請件数も増えており、ご家庭での関心も高まっていると実感しております。

また、この4月からはこれまで焼却処分していたプラスチック製品のリサイクル回収にも取り組むことになっております。これが可燃ごみの削減に生かされることを期待しているところであります。

いずれにしましても、ごみ減量は排出元であります家庭での意識づけが大変重要であります。ごみ発生を抑えることと、発生したごみをしっかり分別して資源化することを引き続き強く呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 引き続き質問をさせていただきます。

山形村の可燃ごみは、若干、微量ではあるけれども増えているということで、もちろんコロナの影響というのものもあるかと思えます。一時期は外食もせず家庭で食事を作ったりというか、また、片づけをそのときされたということで、若干増えていると思えますけれども、これはすべての市町村に言えることだと思います。

クリーンセンターを構成するほかの市村と比較して、このぐらいの状況というのはどんな感じか、担当課で分かりましたら、感想でもお聞きしたいと思えますけれども、お願いします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今ご指摘のように、コロナによる影響というのは、その時

期を捉えていうと、大方皆同じような動きはしていると思います。

クリーンセンターからも毎月その月々の搬入量といったものの報告がまいります、総じて言うと自治体によってそれぞればらけます。ですので、コロナに関しては、トータル的な傾向は出ますが、それ以外の部分については、この月は松本で多かったり、この月は山形少なかったりということは結構、そんなにばらけることが多くてなかなか傾向を分析しづらいというのが現実としてございます。

ただ、申し上げていきますとおり、山形村としては、従来というか、数年前からもそのようなのですけれども、塩尻とか朝日村に比べると可燃ごみの一軒当たりの割合というのは多い傾向にありますし、その辺のところはまだまだ努力が必要かなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） その若干多いかなという部分ではあるのですけれども、ではなぜそうなのかなという分析の1つとして、例えばほかの自治体ですとごみの回収が週2回のところ山形村は3回ありますけれども、これを減らすとかどうかというのはなかなか難しい部分ではあるのですけれども、この3回あるというのがもしかしたらある程度の影響があるのか。例えばこれが2回とかなると、なるべくごみを手元にストックするのを控えたりとかというのがあるのかなと思っておりますけれども、ちょっとこの辺は回数がどうかというのがあるのですが、その辺が若干あるのかなと思っております。その辺、担当課ではどう思われますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 前回の議会ของときにも、大月議員からの質問の中でもちょっと触れさせていただきましたが、できることであれば回収の回数は少ないほうがいいのだらうと思っております。従来、ほかの自治体に比べて山形村のこの週3回というのは多いと思っておりますし、ゆえにごみが出しやすいという感覚になれば増える要因にもなるかもしれません。

これを施策的に回数を減らすこと、あるいはごみ袋や何かで多少いろいろ工夫をすることで、住民の方の意識を変えてごみを抑制するということに取り組んでいる自治体もありますし、現に塩尻市さんとかはそういったことも考えながらやっているようでもありますので、だからといってすぐに回数を変えられるとか、そういうものではございませんが、今後に向けてはそういったところを分析しながら、できることであれば効率のいい回収を検討してまいりたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 個々のご家庭でごみに関して、より細かな分別ですとか、リサイクルというのを考えられてきたときには、回数は2回でもいいのかなということも思いますし、思い切って2回にしたらごみは減りそうだなとは多少は思うのですけれども、なかなかここは強く言いだせないところでもあると思います。

役場庁舎にある懸垂幕等々で、住民の方には、ごみの分別だとか、ごみを減らすことは大切なんだよと、もしくは、テレビや何かでもSDGsですとかね、あとゼロカーボンだとか、そういったことで環境に関して、ごみの問題はかなり皆さん目では見ているし、ちゃんと聞いてもいるし、入ってきていると思います。ただ、ここから先どう行動を起こしたらいいのかというのが分からないでいる方もいらっしゃると思います。

そこで、先ほど答弁の中にもありましたコンポストですとか生ごみ処理機、これは補助を出しているということでありましてけれども、これもうちょっと、こういったものにはどのぐらいというのは、詳しい内容、もちろん私は知っている部分はあるのですけれども、住民の方にも周知していただくというか、知っていただくために、ちょっとここでお答えいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今行っている補助に関しては、家庭ごみの減量機器の購入費補助という形で、機器の種類としては大きく分けて、コンポスト、それから生ごみ処理機、あとガーデンジッパーといわれる剪定枝の粉碎機、大きく分けると3つになります。

基本的には、補助額、補助率というのは2分1で5万円を限度とするということになっておりますが、そもそもそのコンポストであったり、それぞれの機器というのはそもそもの価格が安くて済むものもあれば、かなり高額なものもあるものですから、そういう意味では広く2分の1というのが適用されて、補助額も5,000～6,000円から、それこそ5万円までという、幅広く利用いただいている格好であります。

この運用の仕方についても一考する必要もあるのかなとは思いますが、いずれにしても、傾向としては特に生ごみ処理機と剪定木の処理機に関してはかなり皆さん関心が出てきているようでありまして、問合せも多いですし、この補助事業に関しては購入した後の領収書をもって補助させていただくという形を取っているものですから、限りある予算とはいいまして、村のほうでも極力ここにはお手伝いをしたいと考え

ているものですから、補正予算等で対応しながら応援をさせていただいていると、そういう状況であります。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。

コンポストが一番気楽にできるものかなと私は思うのですけれども、例えば電気を使うものと電気代がかかったりとか金額も上がってきますので、まずはコンポストというものをどう住民の方にご理解いただいて、そして実践といいますか、実際に体験してもらうのが一番かなと思いますけれども、コンポストの中のぼかし、これも一応補助対象にはなっていますか。ちょっとお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 基本的には、機器そのもの、器だけということでもってお願いをしております。コンポストも、かつてはかなり家庭に普及をしていたご記憶もあろうかと思いますが、それぞれのご家庭の事情ということもあると、設置する場所をどうするのだとか、本当に設置する場所が畑だったり庭だったりであればいいですけれども、場所によっては移動しなければいけないとか、すぐにたまってしまったりとか、容量にもよるとは思います。その辺の事情というのは、比較的こういう農村部の土地のある方に関してはあれを有効に使っていただいているとは思いますが、そうでない方が、先ほど言った生ごみ処理機や何かを利用するという傾向になると思います。

議員言われるように、割かし割安で、利用しやすいものをどう普及していくかというのはまたこれからの今後の課題でもありますが、いわゆる既製品としてのコンポストを使うことも1つですし、ご家庭で工夫して手作りコンポストみたいなものがもしできればという、そういった勉強だとか研究もいいかなと思います。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） どうやって行動を起こしていいかというのは皆さん分からないと思いますので、例えば河川清掃のイベント、イベントと言っははいけませんけれども、河川清掃をやっています。このときに例えば生ごみの処理の方法の体験会ですとかそういったことをプラスアルファのものとしてくっつけることによって、徐々に住民の方に浸透していく。本当に文章を見ただけとか聞いただけというのは、まずやってみようという気にはなりませんので、このコンポストですとか、生ごみの処理機等々を実際やってみるとい体験がどうしても必要だと思います。体験することによって、さらに促進されていくということになると思います。

小学校ですと、4年生になると、ごみの勉強、学習、環境学習があります。クリーンセンター等々への見学もされます。ただ小学校以外、保護者であったりとか住民の方というのはなかなかクリーンセンターへ出かけたりということもありませんので、こういったごみの処理はどうされているかということも、体験も含めた形で、見学会等々も開いて、よりごみに関心を持っていただく、そんな計画を立ててみてはどうかと思いますけれども、その辺どう思われますか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。

いろいろな処理施設の見学ですとか、勉強、視察というものは、3年前、この河川清掃を始めたときに、山形環境プロジェクトみたいな名前で大体的に集中的にやろうと思ったのですが、残念ながらコロナで今のところ受入側の体制もできていないというのがございました。

近頃、またそういった施設ですとか業者の皆さんのところをお伺いすると、視察の受入れも始まったりだとか、このくらいの規模であればいいですよということも聞いておりますので、また時を見て、役場のマイクロだとかそういったもので出かけられる、ちょっとした出前講座みたいなものは企画をしてみたいと思います。

それから、先ほども言ったように、ごみ処理機や何かになかなか取っつきづらいということもあるかと思っておりますので、私どもの今山形ではなかなか個々に対する補助とか、こういったものに対して施策的にお金をなかなかつけるということができていないものですから、どこかから特定財源を見つけてきて、それにお手伝いをいただきながらやるということも必要かと思ひまして、県の元気づくり支援金や何かも検討をして、今その辺のプランを模索しているところであります。

その中では、何人かの方にモニターになっていただいて、機器を実際に使っていて、使いいいのか、いけないのかといった感想を聞いたりだとか、使ってみて、使いやすいのであれば村の補助を使って購入してくださいねとか、そういう導き方もあるかなと思っています。

それから先日も申し上げましたが、既に補助を受けられて機器を使っている方へのアンケートといいますか、意見の聞き取りや何かも、今、職員に指示をしているところで、そういったことでは、出しっ放し、やりっ放しではなくて、その後皆さんがどういうふうに使われているのか、どんなご意見を持たれているのかということもリサーチしながら、これから進めていこうかなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。

先ほど小学校4年生ではというお話をさせていただきました。これは教育委員会のお話になってしまうかもしれませんが、例えば小学校で環境の学習をしていく中で、例えば給食室で出た生ごみなどを学校で、環境の授業の中で堆肥化するとか、そういったことは可能なのでしょうか。今、もしやっていたらですけども、やっていない場合、そういったことも学習の中に体験として入れてもらおうと、またそこから保護者に話が行って、そういったことから生徒・児童が保護者にごみの処理ですとかそういった話が行けば、そこからまた環境に関して広がっていくのではないかなと思いますけれども、そういうことはどうなのでしょう、可能なのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 以前は、消滅型の生ごみ処理機を置いて活用していたときがあったんですけども、なかなか菌が十分に確保できなくなってきて、処理ができなくなって廃止をしたという経過があります。

あのときは消滅型だったんですけども、こんなふうに生ごみが環境に負荷をかけずに水になっていきますよというような、学習の素材としてはできていたんですけども、今、新たにコンポスト化したもので、学習素材として、子どもたちに学びの場を与えられるかどうかというご質問ですけども、カリキュラムとして完全につくって、循環した、それこそSDGsの考え方で、本当にカリキュラムとして構成ができるかどうかというところは、まず押さえておかなければいけないと思います。

ただ、その素材だけで学習が成立するわけではないものですから、もうちょっと幅広く研究をさせていただいて、堆肥化が位置づけられるか、学びの中に押さえられるかどうかというのは研究とさせていただきたいと。すぐ活用できるかどうかというのはまだこの段階ではお答えできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 可能ならばということであります。学校にも農園等があって、サツマイモだとか、キュウリだとか、いろいろ育てているものですから、そこでしっかり循環させると、これもいい学習なのかなと思います。

例えば生ごみの減量に向けて数値化。本当に難しい数値でなくていいのです。手が届くような数値化というのも、ある程度担当課からしっかり住民の方に示すというのにも必要かなと思いますし、数値化してある程度達成したときにはご褒美というのにも必

要かなと思います。ご褒美があると「じゃあやってみようかな」という、その数値もかなり難しい数値ではなくて、手が届くような数値であれば。例えばご褒美というのも、3月、年度末に次年度のカレンダーを配るときに、可燃ごみの10袋入った1袋を家庭に進呈すると、これは全家庭ということになると思いますけれども、そのようなことも、ごみ減量に関心を向けてもらう1つの材料になると思います。こういったことも今後考えていっていただきたいと思いますが、こんな方法はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 可燃ごみの中で一番問題になるのは生ごみだと思いますので、生ごみを何とかするという意識を各ご家庭の皆さんに持っていただくということが一番メッセージ性としては強いところかなと思いますし、すぐに効果に跳ね返ってくることだなと思います。

目標はそれぞれ家庭によって消費量も違えば、材料の購入経過も違うと思うので、一概にはいえないと思いますが、例えば水分を減らしていただくことに頑張っていたとか、何かの形で、生ごみだけを抜き出してというのは数値化は難しいかもしれませんが、可燃ごみを半年でこのくらい減らそうとか、さっき出てきたクリーンセンターからの報告数値だけでもいいのですけれども、そういったものをタイムリーにお知らせをしていくということは、決して不可能なことではありませんし、それを1個の到達点にするということはどうかというのは、ちょっと難しい部分もあるかと思いますが、またいろいろ皆さんと相談しながら、これはほかの自治体でも同じことが結構話題になっているようなのですね。子どもたちが何か目標をつくりたいのだけでも、どういう目標設定がいいですかねということをよく自治体に聞かれるという話も聞きましたので、みんな同じようなことを考えているのだろうと思います。あまり上からの押しえつけではなくて、自分から頑張ってみようと思える気分になる、そういった工夫は何か考えたいです。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） SDGs、ゼロカーボンですとか、こういったのは本当に必要なことではあるけれども、どう取り組んでいいか。取り組むときも、少しわくわく感ですとか、充実感も含めて、生ごみを我が家では堆肥化したぞという、この達成感、こういったのも必要であって、楽しくごみ減量に取り組んでいくというのも大切かなと、これが一番大切かなと思います。

本当にすぐ出して減らせという、あれをしっかりとこれからアピールだけではなくて、今度は実行に移していける新年度にしていっていただきたいという願いをして、1つ目の質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 質問事項1は終了してよろしいですか。

春日仁議員、次に質問事項2「村からの委嘱について」を質問してください。

春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 2つ目の質問であります。「村からの委嘱について」質問させていただきます。

村が設置する各委員会などの委員選考については、村内の各種団体の役員に委嘱をしていることが多く見られます。この職名委嘱についての質問をします。

①としまして、委員委嘱するにあたり、委員会の趣旨説明やなぜ選ばれたのかなどの説明は十分に行い、了承を得ているのかお聞きいたします。

2つ目の質問としまして、村が特別に設置する委員会の委嘱について質問します。村が特別に設置する委員会、これは検討委員会ですとか推進委員会といったものなどでは、職名役員の任期にかかわらず、委員会が結論を出して終了するまでは、委員が変わることなく議論をするのが望ましいと考えます。

実際に委員会の途中で退任をし、それまで温めてきた議論や思いも中途半端に終わってしまったたり、またその逆に途中で委員会に参加される方は戸惑いを感じてしまうといった実例があります。このような途中退任・中途委嘱がないような配慮が必要だと思いますが、村長の所見を伺います。

以上、通告させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「村からの委嘱について」のご質問にお答えをいたします。

1番目のご質問の「委員委嘱にあたり、委員会趣旨説明やなぜ選ばれたか等の説明は十分行き、了承を得ているか」というのが1番目です。2番目の「委員の途中退任・中途委嘱がないよう配慮が必要だと思いが、村長の所見は」ということでありますが、1番、2番、まとめてお答えをいたします。

検討委員会・審議会などの委員をお願いするにあたっては、委員会の設立目的や権限などについて説明をし、十分ご理解をいただいた上でお引き受けいただくことが必

要なことだと考えております。

また、職名でお願いをしている委員会などでは、原則として任期が終われば後任の方に代わっていただいております。

まれなケースでは、事業計画などの作成のための委員会などでは、役職の任期が終わっても、本人のご理解をいただいた上で、委員会の目的が達成されるまで継続していることもございます。

長年の慣例として、職名委嘱で役を引き受けていただいている委員会などが多い現状であります。職名委嘱はそれぞれの団体の意向が反映されやすい反面、組織運営の硬直化などの弊害もあると思います。

それぞれの団体にとっては、組織の代表者が自動的に委員会・審議会などの委員に就任することとしているために、そのことが役員のなり手不足の一因になっているのご指摘もございます。

行財政改革の組織機構の見直しの検討の1つの課題であるとも考えております。今後、検討していきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。引き続き質問をさせていただきます。

私自身、PTAの中学校役員をやっているものですから、役員になった途端に幾つもの話が来ております。こんなに委嘱があるのだなという、本当にそういう感想であります。

先ほど村長答弁にもありましたとおり、こんなに委嘱があると、PTAの役員のなり手というのも、なり手不足の要因の1つでもあるなということも感じております。PTAも解散という報道もありました。そういったことにならない手は何かないかなということで、今回この委嘱に関する質問をさせていただきました。

私、一番感じたのは、例えば2年かける、3年かけて答えを出す委員会、特にこういう委員会は、途中で入れ替わると、本当に新しく来た人たちはこの委員会は何なのだろうとすごく戸惑っている姿を私は何回か見ております。

こういったときに、本当にこの方たちにどういった内容でありますということで、説明がされているのかなというのがすごく疑問に思ったものですから質問させていただきましたが、その辺、再度の質問になりますけれども、しっかり説明をされているということでよろしいでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君）　こういった委員会、審議会、今の段階でたくさんある状況であります。委員をお願いするにあたっては、各担当でお願いに上がっているというところだと思いますので、その際にはしっかり説明はさせていただいているかと思えます。

こういった質問を出していただいた中で、自分のことを言うてはいけないのですけれども、自分もこういった会を何回も住民の方に委員さんとしてお願いさせていただいたという経験もございまして、質問を見させていただいたときに「果たしてしっかりできていたかな」と思ったのですね。お願いする段階では結構伝わっていると思うのですけれども、いざそういった会議が始まる段になって、しっかり伝達できているかなと、そういう反省も確かにございます。

ですが、基本的には、各担当よりそういったお話はしっかりさせていただいてはあろうと思うのです。ただ、その複数年かけて結論を出すという会になった場合に、果たしてというところはありますので、ご提案のように、初め1年目で終わってしまうのではなくて、そういった最後まで務めていただくというの、どうしても要綱とかいろいろ定めがあってなかなかうまくいかないというところもあると思うのです。そういったところは、しっかり検討した中で、今後運用していく必要があるのかなという気がいたします。

○議長（百瀬 章君）　春日仁議員。

○7番（春日 仁君）　一番は、途中で交代になったりすると、それまでやっていたことに対して愛着、その事業に関する、何とか検討委員会とかいろいろありますけれども、途中で代わってしまうと何か知らぬ間に終わってしまったし、途中でまたその委員会に入ってくると、何だか分からないという中で、その事業に対する愛着というのは本当に少ないのではないかなというのが危険かなと思いました。私は、経験からそんなことを思いましたので、言わせていただきましたけれども。

例えば、委嘱するときに、PTA会長とか、PTA副会長という委嘱方法ではなくて、PTAを代表する方ということで、一旦その会長なり長の方に預けて、誰か会長ですとか、その団体の長ではなくて、ほかの人に振れるような、そんな方法もあるのではないかなと思います。

今後、そういったわけで、PTA会長とか、そういうのではなくて、その個人にさせていただいて、委員会が終わるまでということで、検討いただきたいと思いますが、その辺、もう一回お答えいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） それぞれのお立場でということであります。

区長さん方からも、あまり言い方はよくないのですけれども、セットものについてくる役員多いよねというお叱りをいただいたところでもあります。以前そういうことがあって、区長さん方については結構見直しをかけた経過もあるようなのですけれども、そうはいつでも多いよねという話をいただいています。

その区長さん方以外でも、そういうそれぞれのお立場でセットでついてきてしまうという役員というのはかなりの数あるかと思しますので、そのことについては各課で工夫をしながら、そういった特定の方に集中しないような形で進めていければというふうにできればと思います。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 先ほど委員をお願いするのにあたり、説明はしている部分と、どうだったかなという話もありました。実際あったことですが、委員会に私も委嘱されまして、出席すると、同じ保護者仲間がいたりすることもあるのです。そうすると、何で選ばれたのか聞かされていないという話もありましたし、これは春日が推薦したのかと、これ必ず言われますけれども、そういった話もありますので、しっかり説明がされてなかったのかなという感覚もあります。

ぜひ、各課で委嘱をするときには、説明をしっかりしていただいて、ご納得いただいてから受けていただく形を取っていただきたいと思えますし、本当に、PTAの次の選考会、会員の皆さんを呼んで選考会をするときに、PTA会長がこれ以外にこういった仕事がありますという本当にみんなびっくりしてしまいますし、それならできる限り受けたくないよということもありますので、そういった部分もある程度解消していただく形で、今後は委嘱をしていただければということをお申しまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 春日議員、終了でよろしいですか。

以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。午後1時まで休憩。

（午前11時48分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位5番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「隣村との観光連携は」について質問してください。

小出敏裕議員。

(1番 小出敏裕君 登壇)

○1番（小出敏裕君） 議席番号1番、小出敏裕でございます。本日は2つの事柄について質問をさせていただきます。

今回の質問事項でございますけれども、決してタイムリーなものではありませんけれども、山形村の将来を見据えた一助になればと思ひまして、あえて選びました。よろしくお願ひします。

まず最初に「隣村との観光連携は」ということで質問させていただきます。

村長は令和3年度の施政方針において「朝日村・山形村それぞれの観光資源を有効活用し観光事業を推進する」と述べられていました。その当時、観光資源の乏しい本村において非常に前向きな考えと思つたものです。これに関しては同僚の議員も質問しており、村長も答弁をそれに合わせてされております。

そこで、改めて観光連携について伺ひます。

1番、今までに実施した観光連携をお示してください。

2番、朝日村と本村には宿泊施設があり、お互いに行き来ができる環境にあります。今後、互いの資源を積極的に活用する考えはおありでしょうか。

3番、連携を図るためには、観光に従事する者だけでは難しいと考えております。連携の協議をする上で、行政はどの程度関わりを持つのか伺ひます。

以上、通告に従つた質問といたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問にお答えをいたします。「隣村との観光連携は」についてのご質問であります。

1番目でございますが、「今まで実施した観光連携について」であります。具体的な

事例で申し上げますと、それぞれの観光協会が企画運営するイベントを相互に後援をしております。また、今年度は合同の観光パンフレットを作成しております。

2番目のご質問の「朝日村との互いの資源を積極的に活用する考えはあるか」についてであります。連携の1つの可能性としまして、山形・朝日は、山、自然など、特徴が近いので、自然めぐりのような連携が可能ではないかと考えています。それぞれの持つ特徴を生かせれば効果的かと思えます。

3番目のご質問の「連携協議をする上で行政はどの程度関わりを持つか」についてであります。観光地をつくり上げていくには、行政主導では限界があります。地域企業や地域に愛着のある住民の方など、関係するあらゆる人たちが主導してつくり上げていくことが重要だと思えます。行政は行政にしかできないこと、例えば公的整備や民間への支援などを行い、あくまで観光のために働く人たちを支える黒子に徹することが基本だと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ご答弁ありがとうございます。

最初に1番の質問なのですけれども、イベント等したと、それから合同のパンフレットを作成していると、そういう2点が主なところだと伺っております。

再質問をさせていただきますけれども、その前に、総合計画のアンケートの中から村民、また村の担当部署がどのような考えを持っていたのかということを読ませていただきます。

まず、村民の意識調査でございますけれども、まず感じたものが、知名度が低いということと関係資源が少ないという、その2点が主にあったと書いてございまして、それに対してPRを積極的にしたらいいのではないかと、自転車のツーリズム、それから朝日村との協定、そういうことを積極的にすべきだというのが村民の方たちの意見でございました。

それから、村の担当部署のほうですけれども、課題とか将来展望が出ていましたけれども、その中に、近隣との連携、これもそこに謳われております。

そこで再質問でございますけれども、朝日村との連携、イベントとかパンフレットを作ると、それ以外で何かできなかったのか、積極的にそこに介入できなかった要因というのがあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 積極的に関われなかった要因というご質問についてなのですが、両村の観光協会、実は新聞でも報道がありましたけれども、令和3年3月にお互い連携し合おうねというような協定、連携協定みたいなものを結んでおります。そこには幾つか書いてあるのですが、できるところからやっつけていこうではないかという内容のものをお互い取り交わしておるといところで、そこからスタートし始めたのですが、お互いの協会のそれぞれの事情もありまして、皆さん、両者でがっちりタッグを組んで「じゃあやろう」というところまではまだ至っていない状況であります。

山形村も、ご存じかと思うのですが、商工会との委託契約を今度は村に戻すという移行期ということもありましたし、朝日村でも聞くところによるとスタッフの方が少なくなってしまうと、なかなかそういったところに手が入らなかったという事情もありまして、正直まだこれから本格的にやっつけていくタイミングになっていくのではないかなというところでもあります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 確かにそういうところ大事ですよ。マンパワーがなくてはいけない、組織がしっかり構築できなければ次のステップに進まないと、そういうことは重々分かります。

山形村のような、こういう小さい自治体で資源がどのくらいあるかという、非常に乏しいと思うのです。それが観光の連携を図ると、これは非常に難しいと思えますけれども、ただ1つ言えることは、少子高齢化でこれから人口が減少すると、そういう状況がある中で、人を増やす、移住の人たちを増やすということは1つの大前提だと思うのですよ。その1つとして、交流人口を確保すると、そのためにはいろいろなところと連携してこれから考えていかないといけない。取り入れるところは積極的に取り入れていくべきだと、そのように私は思います。

例えば今、複合施設というのがございますね。議論になってはいますが、その複合施設、これはただ建てたからということではなくて、実際にそれをどのように運営して、どのように運用していくのかというのが大事になっていくと思うのですよ。

現実として、山形村のまち・ひと・しごと創生に関してですが、この中に、基本目標の2番目として観光が出ております。自然を生かしたものということなのですが、その中にもちゃんと複合施設のことをものすごく大きく取り上げられています。ですから、1つのことだけやっつけていくのではなくて、全体を見て、幾つかの

ものをどうしていくかということがこれから必要になってくると、私はそう思いますので、ぜひとも持続可能な地域づくりを目指してやっていただきたいと、そのように思う次第です。

続いて、2番目の質問のことですけれども、先ほど村長のほうで自然めぐりとか、そういうお話をいただきました。この中で、清水高原という立派な自然がございますので、それを積極的に図っていきたいなど、そう思います。

例えば、朝日村とか山形村の資源を考えますと、大北地域の雄大な北アルプス、それから松本みたいな上高地、松本城、そういう資源がございます。ですから、それをどうしていくか。

1つの例として、山形村は農業立村でございます。そうすると強みは何か。そうなってくると農業でございます。ですから、農作物に特化したものもその中に入れていくべきだと思います。

今までは、観光というと周遊型のものがほとんどだったと思っています。周遊型ではなくて滞在型を目指していくと、それが交流人口を増やしていくのだということも言わせていただきます。

私事ですけれども、何回か山形村と朝日村の山を通ったトレッキングというのですか、それを提案しておるのですけれども、今回山形村と朝日村の議会の研修会の中でサイクルツーリズムのお話を頂戴しまして官民協働してそれができればいいかなと、そう思います。

先ほどの村長の山形村の自然を生かしたツーリズムみたいなお話ですけれども、これは具体化ができたらしっていくという方向でよろしいのでしょうか。ちょっと伺いたいのですが。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） まだ具体的な協議等は行っていないのですけれども、お互いの村に宿泊施設があると思うのですけれども、そういったところで滞在をしながら、例えばスカイランドきよみずに宿泊した方が朝日のスキー場に行かれるだとか、朝日で何か体験した人が、そこに泊まった方が山形村の収穫体験をするですとか、何か滞在を主とした両村の連携ということは可能性としては十分考えられますので、それはお互いの村が持つメリットといいますか、いいところを1つにまとめて何か線で結びつけて、連携とかお互いに集客が図れるということは、これから協議をしていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今課長から積極的なお話を頂戴してありがとうございます。

私なりの考え方を付け加えさせていただきますと、山形村にはスカイランドきよみずがございますよね。朝日村のほうですけれども、ハト峰を下りてきますと、プライムスキー場があって、そこにはバンガローがたくさんございます。ですから、朝日村で泊まって、ずっと上ってトレッキングをして、スカイランドに泊まる。また逆にスカイランドから下に下りていく。先ほどのお話と重複しますけれども、そういうことがまず1つとしてあると思うのですよ。

では、その移動はどうするかといったときに、ある程度交通機関を双方の村で負担して送り迎えをすればいいのかなと、そういうことも考えておりますが、これから先のことになりますけれども、重々そういうことも検討していただいて、よい方向に持って行っていただければと、そう思うわけであります。

3番目なのですが、行政の関わりということでお尋ねしました。行政が主導で積極的にというのは難しいという。ある程度少し一歩引いて、先ほどの村長のお話ではないですけれども、黒子として徹すると。そういうことを伺いましたけれども、私は私なりに考えまして、農業と観光の連携、それから観光振興関連施策と、それからもう1つが滞在型の観光、これを目指していけばいいのかなと、そう思います。

つまり、一回そこでいい思いというか、楽しい思いをして、地元に戻られて、それで改めてもう一回来ていただく、そういうものがいいのかなと思っております。

この中の1つで、観光資源関連のところですがけれども、大北地方のある村ですがけれども、大学とコラボして観光に特化したプロジェクトを立ち上げております、現実として。ですから、そういうのもこれから、若者の意見も聞きながらということで取り組んでいただければいいかなと、そのように思っております。

もう一度村長に伺いますけれども、行政がリーダーシップを強烈に取って引っ張ればいいと私も思っておりません。ただ、必要に応じて、官民が一体となって協働できる、この体制づくりをぜひともつくっていただきたいと思うのですが、それについてお考えがあったらもう一度お願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 観光というものの考え方でありましてけれども、観光というのも農林業と同じで産業の1つだというのが根本的な考え方だと思います。観光でいかに金が稼げるかというのが最終的な目標だと思います。

山形村でこの観光で飯を食うという人が、それだけの覚悟を持った人が何人いるかということが一番だと思います。

考えられるのは、スカイランドきよみずだと思っております。スカイランドきよみずでは、例えばブルーベリーの収穫体験だとか、長芋の収穫体験も現在模索をしているということを聞いております。

山形村の今の実情ですと、先ほど体験型の話も出たのですけれども、今リンゴのオーナーが、一番盛んだった頃に比べると半分近くに減少してきているというのが現実です。まず足元の現実がどうかということ进行分析することが第一歩だと思います。

決して農業と観光というのは相性のいいものではないというのが私の感想といえますか、見解であります。例えばアスパラの収穫体験にしましても、生産性を上げるには、観光という要素をそこに入れたのでは生産性が上がらないというのが現実です。イチゴや何かではうまく行く例もあるにはあるのですけれども、なかなか山形村の今の、長芋の収穫にしてもそうですけれども、アスパラにしても、体験型で果たして行けるか、収穫体験というところから行けば非常に難しいと思います。

それと、観光についてはこれからの伸び代の非常にある産業だとは思いますが、そのこともあって、観光産業というのは非常に競争力が激しいと、かなりのレベルのものでないと勝ち残れないというのが現状だと思います。でありますので、行政としましては、まず観光でどれだけの金を稼げるかということをやっと見通しのある方がまず出てくるということが一番だと思います。

朝日村においては、報道でも話題になっておりましたけれども、スキー場の指定管理の業者がこれからどうなるかということも心配なところであります。

でありますので、行政が積極的に前に出て指導していくというのは、少し様子を見ながらというのが現実的な考え方だと思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。おっしゃること、ごもつともだと思うのです。ただ、私が言いたいのは、観光で特化したものを何かして、村のためにどうにかなるのかなと、そういうところがありますので、十分な議論と、それから一般の方たちとのやり取りの中で、行政も、黒子で結構でございますので進めていただきたいなど、そのように思うわけです。

最後になりますけれども、少子高齢化、先ほど言いましたけれども、人口減少、これから予想される、村において観光を推進して、いろいろな地域と連携した、他の地域と連携した観光推進と、それは大切なことだと思うので、できれば2村だけではなくて、この北アルプスが見える一帯、西山一帯もそういう形になればいいと思うのですけれども、現実としては非常に難しいと、そのように思っております。

最後になります。清水高原の観光者数ですけれども、おおむね大体2万ぐらいで推移していたのですが、コロナで5,000人、令和3年ですと7,200人、これはどういう統計しているか分かりませんが、そのようになってきてしまいましたので、落ち込んでいると。それを元の水準に戻すにはどうしたらいいかということを行行政だけではなくて、我々住民もそこに積極的に出ていくべきだと、そのように思う次第でございます。

先ほどのむら・ひと・しごと創生、その計画の中にKPIで今の現状、それから、これからの将来に向けてのものが出ておりますので、これを上方に修正できるように願ひまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 質問事項1は終了でよろしいですか。

小出敏裕議員、次に、質問事項2「なろう原霊園の現状は」について質問してください。

小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。「なろう原霊園の現状は」ということでございます。

少子高齢化や核家族化など、時代の流れとともに墓や埋葬方法についても、家族意識や宗教観などに変化がございます。最近では、子どもはいるけれども遠方に住んでいるなど、自分亡き後どうするのか心配する声や、経済的に墓を持つことができない、墓を継承しても維持管理することができないなどの話も耳にしております。

「終活」という言葉が浸透し始めるとともに、これまでとは異なる多様な葬儀・供養の形態が生まれています。例えば、墓石ではなく木を植える樹木葬のような自然葬などがございます。また、外国人の場合は様々な面で日本人とは異なり、対応を複雑にしています。そこで、次の質問をさせていただきます。

1番、霊園區画の利用状況は。

2番、以前同僚と庁舎の入り口で久しぶりに会った折、「墓地を村に移したい。将来的なこと考えると樹木葬を考えているが」と相談を受けました。村として樹木葬を

取り入れる考えはあるか伺います。

3番、時々、墓じまいの相談を受けることがあります。なろう原霊園では墓じまいの相談はあるか伺います。

以上、通告に従い、質問します。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。
本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2つ目の質問であります「なろう原霊園の現状」についてのご質問にお答えをいたします。

1番目のご質問でありました「霊園區画の利用状況は」についてであります。初めに現在の利用状況について申し上げます。

最上部のA区画から最下部のE区画まで全507個の聖地のうち、現在AからCまでの174個が利用いただいております。

2番目のご質問の「村として樹木葬を取り入れる考えはあるか」についてですが、なろう原霊園の現在の使用規定では、聖地に墓石など以外の構造物を設置することを認めてはいません。植栽についても同様であります。

「樹木葬」には様々なやり方があるようですが、維持管理の面など、小さな自治体が運営する霊園への植栽式墓地の導入は懸念されるところが多いため、今のところは考えておりません。

3番目のご質問の「なろう原霊園で墓じまいや墓じまい相談があったか」ということとありますが、なろう原霊園は供給開始から15年が経過しております。この間、事情により墓石を建てないまま聖地を返還されたり、お墓の場所を移す「改葬」による返還は数件ございましたが、お墓を持つこと自体をやめてしまう、いわゆる「墓じまい」を理由に返還したという方は、今のところはいないのが現状であります。

また、墓じまいに関しての相談や問合せは、具体的な話としては今のところございません。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。

霊園の区画ですけれども、まずAからCまで、これが290、実際に購入というか、購入されているのが174と、そうすると、おおよそ60%近く。ただし、全区画で

見ますと約30数パーセントぐらいだと思います。霊園が大体できて15年ということになりますと、全部、入ればいいというものではないのですが、ちょっともったいないという気はしないでもないです。

再質問をさせていただきますけれども、利用率等を考えたときに利用が少ないと、そうなった理由はあるのか教えていただきたいということと、それから、一番下のDとE区画、これについて販売対象から外している理由が特にあれば教えてください。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） まず、販売といいますか、分譲の形態についてであります。全部で、段で分けて5段になりますけれども、上から分割する形で今分譲しているのは、一度に上から下までバラバラになってはよろしくないというようなことで、上から順次、通常上からが人気といいますか、当初はそういった見込みの下、上から順番に整理してくるのがよかろうということで、このような形になっていると思います。

それから、利用率に関しては、議員もおっしゃいましたが、全部埋まっていればいいかという、なかなかそういうことでもなくて、当初の計画に関しては、アンケートや何かをやって大方の需要というものを把握したと思いますが、時の事情、あるいは将来見込みの中で、それがもし膨れた場合にはそれに対応できるようにというようなことで、少し規模を膨らめているのではないかと思います。

いずれにしても、そのときの回転だけを見るのではなくて、将来にわたって、あるいは何世代にもわたってご利用いただけるものということを見込んで整理されたものと思っておりますので、現状はそういうところでございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。

私伺いたいの、下の区画を見たときに、もったいない気が何回もするのですよ。一番下のところがいっぱいにならないのであれば、転用して何かに活用するという、そういうお考えはあるのかどうか。

これは、1回つくってしまったものをまた掘り起こしてどうのこうのとなると、費用のこと、様々な経費がかかりますし、それから費用対効果でうまくできるのかということとは言われますけれども、これは遠い、長い将来について何かそういう転用ができるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 長い将来を見たときという意味でいうと、今のところは計画はございません。ただ、小さなマイナーチェンジのような形であそこを違う形にしてみますと、またそれはそれで後使いづらい部分も出てまいりますので、やるとすれば大きな変革の中でやらなければいけないことだと思いますので、今のところはございません。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） つまり車でいうと、マイナーチェンジということですよ、メジャーチェンジではなくてと、そういうことでよろしいですよ。

樹木葬についてなのですけれども、先ほど私読ませていただいた中で、同僚というのは私よりもはるかに年上の女性でありまして、配偶者とは死別されています。息子さんがつい最近亡くなられてまして、それで自分が動けるときはいいのだけれども、動けなくなったらどうしようと。そうしたときに墓を移動して樹木葬にできないかと、そういう相談でございました。

近年、マスコミなどで言われていますけれども、多様性、それが結構話題になっていまして、日本で生活する外国の方、それも多様性だということですね。埋葬というのは、これは人の死の尊厳に関わる重大な事柄でございますので、なろう原霊園は、たしか宗教は問わないと、特に細かい話は書いていなかったのですが、宗教は問わないということよろしいですか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 特段、そこら辺の決めはございません。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） そういうことになると、キリスト教であろうとも、イスラムであろうとも、お墓に入ることができると。というのは、日本における場合には、火葬ということで、みんなイスラムの方も入っていただいているらしいのですけれども、そうしますと、山形村霊園聖地内施設設置細綱というのがございますよね。その中に先ほど村長が言われましたけれども、墓石以外のものは置いてはいけないよと。それから植栽もいけないと、そうなるわけなのですが。

私、実際に見に行っても何でもないのでございますけれども、ムスリムの墓地、これはイスラム教の墓地ですよ。そこには、周りに芝生があって、そこにきれいな花があって、そこに墓石があってという、きれいなお墓がございました。

それから私の父のいとこなのですけれども、アメリカ帰りのおばさんがいまして、

その方は当然クリスチャンですけれども、亡くなったときにカソリックに従って埋葬されたわけです。たまに行きますと、きれいに花があってという、そういうことになっています。

そうすると、さっきの話ではないですけれども、宗教関係ねえよと言いながら、キリスト教やイスラムの人たちは入れないのかなと、そう思うのですが、見解をお願いします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 基本的に宗教を排除するという意味では全くございません。

これは整備した当初の大前提なのです。大前提で、利用者の多くは仏教ないし、日本によくある宗教なり、そういった埋葬の方法であろうということを前提に整備をされたものと思います。

公のお金を投入して整備をしているところでありますので、一定のルールなり、一定の使い方を大前提としての分譲ということになろうかと思っておりますので、この条件下でご利用いただける皆さんを利用いただく範囲として募集をするということを経営は決めて分譲を始めていると思っておりますので、その辺のところ、体感というか、対局に立ってみると、もっと考えなければいけないこと、あるいは当初考えなければいけなかったこともあろうかと思っておりますが、現在の運用あるいは維持管理の中では、今できる限りのことをしている状態だにご理解いただきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 十分に分かりました。ぜひともそういうふうに向きに対応していただきたいというのが、私の希望でございます。

それであと、先ほどの余談なのですが、先ほどDからEのやつを転用できないかということ。例えば、その部分にこういうものがちょっとあると、その方たちが非常に助かるのかなという思いもあります。これは特に答弁は頂戴しなくて結構ですけれども、そういう考えもあるということだけ、どこかにとめておいていただきたいと思っております。

次に、3番目の墓じまいの件なのですが、厚生労働省の統計なのですが、2016年のときに全国で約9万7,000、それから2018年には11万5,000、そういう墓じまいがあったと。これは確実に増えておりますし、この前テレビのドラマでもやっておりました。

ですので、これが増えてきたときに、恐らく今回はゼロという回答でしたけれども、

そういうものがあり得る、そう考えたときに、墓じまいは当然移動しますよとなると、村に申告しますよね。したときに、村が恐らくどこに埋葬するのかということ細かく聞くと思うのです。それは、どういう聞き方なのか。例えば書類だけでやるのかどうか、お答えいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今の手続でいきますと、改葬は地元の霊園と、しかもそれと相手先が当然あると想定の下に手続を行いますので、改葬の希望がある方に関しては、その今度改葬先の自治体の、あるいは霊園の、受けに関する承諾を頂戴して、うちのほうでその許可を出すという手続になります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 分かりました。山形村から出ていくというお話は今のメインだと思うのですけれども、実際に墓じまいをしますと、行き先が分からない、行き先がないといったときに、これから先そういう方が増えてきたら、村としても何か考えなければいけないなど、そう私は思うわけで。

私自身は合葬墓、あれには特に思い入れはありませんし、そういうことをしたいとか、しなければいけないという考えは持っていないのですけれども、やむを得ずそうになってしまうこともあり得ると思うのですよ。そうなったときに合葬墓というのは、そういうときに緊急避難的に入れるようなものを造るという、そういうお考えはございますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 合葬墓に関しては後ほどまた質問があると思いますが、いずれにしても、私どもで今のところ整備できるものというのは、行政としてできることというのは限られていると思いますので、緊急避難ということでもって整備するべきではないと思います。

議員おっしゃられるとおり、尊厳の問題もありますし人生の最後の話であります。しかも、恒久的な話でもありますので、この辺のところは目的なり、使い方なり、そういうものはしっかり定めてからでないとなかなか判断できないかなと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ちょっと変なことを言ってしまうって申し訳ないです。

今、課長言われたように、実際にその人の尊厳というのを十分に、尊厳を敬ってやるべきだと私自身思っております。

特に小さい自治体で高額な維持管理費等を費やしてまでやるということではございませんけれども、まだこれから先のことですので、十分に議論をしていただいて、進めさせていただきたいなど、そう思います。

これも最後になりますけれども、将来的に墓守ができなくなる方がいらっしゃったときに、この墓じまいというような言葉が出てきますので、墓じまいというのは何か暗い気持ちになってしまいますよね。ただ、いろいろなことで、将来に子どもに夢を託して、子どものためを考えて、子どもたちが育むと、そういうのも行政の仕事だと思えますけれども、それと同じように、この国を支えてくれた人が安心してそこで眠れると、そういうことを祈りまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 終了でよろしいですか。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。暫時休憩。

（午後 1時40分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時41分）

◇ 大池 俊子 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位6番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「開村150周年記念事業について」質問してください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） 議席番号11番、大池俊子です。今日は、3つの問題について質問したいと思います。

まず1つ目に「開村150周年記念事業について」。

山形村が明治7年10月に大池村、小坂村、竹田村の3村が合併し誕生し、来年、令和6年度でいよいよ150年目となります。偉大な中村太八郎や永田兵太郎の出身地でもあり、清水寺は京都清水寺とも縁があります。広大な農地を守り続けた村民もいます。そして、何より平成の大合併をせずに自立の村を選択しました。

150周年に向けて、これからの10年が山形村にとっても運命の10年となる。村民一人ひとりにとっても運命の10年となります。コミュニティに関わり、「チャレンジやまがた」で村民であり続けられる取組が求められます。これは村長の所信表明でも言われています。そこで、質問します。

開村150周年に向けてのこれからの取組状況はどうでしょうか。

2つ目に、村民一人ひとりが関われる事業として、どう考えていますか。

これで、1回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。

「開村150周年記念事業について」のご質問であります。

1番目のご質問のところに移ります。「開村150周年に向けてこれからの取組については」であります。開村150周年記念事業準備委員会を1月18日に立ち上げ、10名の委員さんに委嘱をお願いしました。この準備委員会を中心に、今後実行委員会へ発展させ、令和6年度の本番に向けて準備を進めていく考えでございます。

また、1月24日から2月20日まで、開村150周年記念事業のスローガンと具体的事業を募集したところ、20代から80代までの幅広い方から応募をいただいております。次回の準備委員会において、スローガンを決定し、その後、このスローガンに沿ったロゴマークも公募し、実際に行う事業計画の立案も並行しながら、村全体が徐々に盛り上がっていく、そんな記念事業ができればと考えております。

2番目のご質問の「村民一人ひとりが関われる事業としてどう考えていくか」についてであります。先ほど答弁でも少し触れましたが、具体的事業については、これから準備委員会・実行委員会を中心に計画をされますが、150年という大きな節目でありますので、多くの村民の方から何らかの形で関わり、自分たちの記念事業として積極的に参加していただける環境づくりもこれから進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 予算の中にも、教育委員会の山形検定とか、いろいろな150年に向けての予算がされていますが、この準備委員会の中でやりましたスローガンや

ロゴマークなど、たくさん集められたと思うのですが、その特徴的な、まだこれから実際にどれをどうやると決めると思うのですが、その中の特徴的なものなどがもし報告できましたら教えていただきたいと思います。

それから、前段でも言いましたように、山形のこれまでの歴史というものが、行政とは違う特徴的なものがあると思いますので、それを十分に生かしたものにしてほしいというところで、その特徴的なものと、それから、村長が頭の中に、住民一人ひとりがこの計画に加わって150周年を祝うというところに向けての具体的な考えがありましたらお願いします。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 私から前段のところだけお答えをさせていただきます。

スローガンの関係でありますけれども、先ほどちょっと答弁にもありましたが、20代から80代の方までご応募いただきまして、今、数でいいますと、36通りほど出ております。それをこの準備委員会で絞り上げて、次回、3月14日に予定しておりますけれども、1つに決めさせていただくと。そのスローガンを受けて、ロゴマークの公募をかけるといった準備を進めています。

そのロゴマーク、スローガンが決まりましたら、今度実際に啓発物、旗ですとか、柱巻きですとか、懸垂幕ですとか、そういったものの発注に入りまして、村全体で盛り上げていくといったような内容であります。

それから、特徴的な部分でいいますと、今テキストマイニングという手法がありまして、そちらで集約しますと、単語の出現順でいきますと「未来」という言葉が多かったというイメージは持っております。

それからあと、もう1個、スコア順というものを活用しますと、今度は「咲かす」といった単語、そのような言葉が特徴的に出ておりました。

私からは以上です。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 後段の部分で。まず、先ほどのところにも出ていました「運命の10年」という言葉が出てきましたけれども、一番今山形村が変革期を迎えていると感じるのは、以前もどこかで話した覚えがあるのですが、山形村に愛着を感じるかというアンケートで、半分近い方が、半分ではまだないのですが、40何パーセントの方が山形村に愛着をそんなに感じないという答えの方がおりました。

これはどういうことかといいますと、今までの村の村民気質というか、大きく変わ

ったと思います。山形村の存続意義が問われているということになると思っております。そんなこともありますので「運命の10年」と言わせていただいたのですが、そういうことでありますので、山形村に住んでいることを幸せと感じられるかどうかというところは、小さい村であるというところの、行政が身近に感じられたり、自分が地域の役割の一翼を担っているという、そういう充実感を持っていただく、それが楽しいと感じていただけるかどうかということになると思います。

そういったこともありますので、個人的に、私が感じている1つの案として温めておりますのは、山形村の村づくり基本条例を村民主導で、山形村の村づくりの憲法のようなものがないかということを考えております。

これできるかできないか、行政主導でやれば、どこかのパクリで名前だけ変えればできてしまうというのは、そういうことなのですけれども、それだと何の意味もないわけでありまして、一字一句、村民の皆さんが手間暇をかけて文面を練っていくような、そういったものができれば、魂の入った村づくりの基本ができるかと思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、「未来」と「咲かす」という特徴的なのがあったというのと、村長が村づくりの基本条例と言われたのですが、私もすごい言葉だなと感じました。それには、今まで山形村の歴史というものが非常に深く関わっていると思えます。

今、清水寺の上のところの石碑の中に中村太八郎のがありますが、ちょっと読んでみます。「秋晴れの高き空にも似たりける。君を思ふと涙こぼるる」。この言葉があるのですが、これは木下尚江と平野義太郎さんが掘ったのですが、書いたものですが、この言葉にも山形の未来というのが感じられるのですよね。

特に中村太八郎は18歳の選挙権で、普選の父としてやられた方で、18歳の選挙権が導入されるときにも記念講演を公民館でやられたのですが、そういういろいろな歴史があって、この山形の未来があるということにもなりますので、それに向けて多くの住民が関わっていかれる、そこのところを考えていただきたいと思えます。

これから50年に向けての委員会が着々と進んでいかれると思いますが、村の歴史を振り返って未来に向かっていくというのも、その1つとして歴史をたどるという方向もやってほしいと思えますが、その点ではどうでしょうか。それに向かって未来に

この村がどうなっていくかというので、本当に全町民挙げて村づくり基本条例というのも、今ここでコミュニティの減退ではないですけども、非常に大事な1つになると思います、その点でどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形村のこれからということを考えてみますと、山形村に住んでよかったと認めていただける、その基になる、その気持ちの原点になるのは村の風土であったり、歴史や文化だということだと思います。山形村に愛着を持っていただくと、それぞれの地域のお祭りであったり、歴史、風習みたいなものが現代的な暮らしの中でもうまくそれを伝承していくという、そういったことが暮らしとして大事なことだと思います。

議員ご指摘の、まず古きを訪ねるところだと思いますけれども、そういったことも基本としながら、これからの村づくり、150年の記念事業にあたって、その歴史を訪ねるといっても1つの事業というのですかね、そんなことで考えていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 最後、教育長にお聞きしたいのは、ふるさと検定、予算化されているのですけれども、具体的にはどんな感じで。これもすべて地域を知るところでは非常に大事なことだと思うのですが、それを聞いて、この質問を終わりにしたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 来年度の予算化しているものは、その準備会の関係が主なものです。ねらいですけども、さっき村長が言いましたとおり、ふるさとに愛着を持つ住民の方が少なくなりつつあるということで、ふるさと検定で地域のことを知るといって活動を通して、自分たちの住む地域のことを知ると、それが地域への帰属度を高めたり、ふるさとを愛する心につながっていくのかという、そんなこともあるものですから、それは1つのねらいとしております。

もう1つは、生涯学習の視点であります。このふるさと検定は、合否を決めるということはありません。級別で検定をしていけばいいかなと思っています。ある級に到達した方には、例えば村のガイドになっていただくような、そんな役割も用意をしたりして、学んだ成果を地域で生かすという活動も併せてできるような仕組みを入れていきたいなと思っています。

いずれにしても、準備会で具体的なことは決めていきますが、ねらいとするところはそんなところになります。それが地域の活性化につながっていくのだろうなというところで考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今いろいろな方向から考えられているようです。1つずつが積み重なって、住民の中に大きなものとなって、最後は村づくりの基本条例というものに結びついて、今の沈滞ムードが吹っ切れて、将来の、50年先、私たちは生きていないかもしれないのですが、そこへ向かってまた行けたらなというところで、この質問を終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員、質問事項1を終了して、次に質問事項2「子育て支援について」を質問してください。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をします。

今回は「子育て支援について」ですが、複合施設と居場所づくりのものを主に質問したいと思います。

複合施設基本構想が出され、令和5年12月までには基本計画もできます。B&G財団支援を受けての子どもたちの居場所支援事業も始まります。コミュニティスクールや「地域未来塾」も大変好評であり、児童館事業の第3児童館まで造られています。そこで、質問します。

1つ目に、複合施設完成までの今後の計画は。基本計画が予定される今年度、多くの住民が計画、立案に関われるようなワークショップの計画は。

2つ目に、中高生の居場所はまだまだ少ないです。現在トレセンのロビーなど多くの中高生が利用していますが、村民が利用していない空き部屋の開放はできないものでしょうか。

3つ目に、児童館利用児童と多様な子育て支援事業との募集の方法は。既に募集されていると思いますが、その3つの点について質問したいと思います。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、根橋教育長、答弁願います。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 大池議員2番目のご質問であります「子育て支援について」は、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からご答弁申し上げます。

1 番目のご質問の「複合施設完成までの今後の計画は」についてであります。複合施設の建設につきましては、令和3年度に山形村複合施設建設検討委員会が組織され、複合施設建設の可否やその在り方が検討され、令和4年3月に結果を村長に報告をしております。その後、令和4年度は山形村複合施設整備推進委員会によって、ミュージアム、図書館、子どもを主体とした住民の居場所としての機能を持つ施設としての基本構想がまとめられ、本年2月16日に村長に報告されました。

令和5年度につきましては、基本計画の策定作業を進めてまいります。その際は、ワークショップなどを複数回開催し、村民の皆様のご意見をいただきたいと考えております。その後、パブリックコメントなどを得て、12月頃までに基本計画をまとめていかねばと考えております。

次に2番目のご質問の「中高生の居場所として、村民が利用していない空き部屋の開放はできないか」についてであります。議員がおっしゃるとおり、現在トレーニングセンターのロビーや図書館前の階段下などの学習コーナーは、毎日のように中学生、高校生が学習や友達との交流などに利用しております。

トレセンの空き部屋を開放してのご提案をいただきましたが、過去に1室を用意して自由に使えるように解放いたしました。このことは、子どもたちがある程度大人目がある環境の中で、思い思いに過ごすことで安心していただけるのではないかと考えております。こうしたことから、今ある学習コーナーなどをより利用しやすく改善し、中学生、高校生の利用を進めていきたいと考えております。

次に3番目のご質問の「児童館利用児童と多様な子育て支援事業との募集の方法は」についてであります。放課後児童クラブは、昨年12月に利用の案内を小学1年生から5年生の児童の保護者と保育園年長の保護者に向けてそれぞれ配布いたしました。これによって申込みをされる方は1月31日を期日として受付をして、3月1日付で利用の決定通知を出したところであります。

また、「子どもたちの居場所事業」を4月から開設いたしますが、こちらはB&G財団の助成を得て開設するため、先頃開設に向けて財団との打合せが終わり、2月17日に小学2年生から5年生の保護者に向けて利用の案内を配布いたしました。

この「子どもたちの居場所」は、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的に設置いたします。対象は小学校3年生から6年生の児童で、様々な理由に

より保護者が子どもの家庭学習を見ることが日常的に難しい家庭の子どもや、発達に特性がある子ども、また学校になじめない子どもを対象としております。利用料は無料で、第1期の募集期限を3月15日としております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 複合施設についての第2回目の質問なのですが、今年基本計画が12月までに予定されていますが、そこには多くの住民が計画とか立案に関わるようなワークショップも計画されるということです。この基本計画の基本構想の中にも、子どもからお年寄りまで多様な意見交換の場を設けながら議論、検討を深めていく必要があるというところで、多くの人たちの声を聞くというのが載っていますが、そこへ中高生も含めて、どんな幅の方が計画に加わるかよく分かりませんが、そのところへ子どもたちや中高生の参加や、幅広い人たちも含めるというところでの工夫というのはどのようにされる予定でしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 具体的にはこれからワークショップの在り方と、それからファシリテーターの方を交えて、どんなテーマを絞りながら、このテーマのときにはどんな対象にするのかとか、対象者はどうするのかといったことを含めて、これから検討するところであります。

いずれにいたしましても、中高生等も含めて、参加していただく機会というのは確保しながら進めていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この複合施設の中には子どもからお年寄りまでの多くの利用というスペースもありますので、ぜひ学生なども含めての計画が、ワークショップがされることを望みます。

結構前に、チノチノランドというのにかなり前に行ったときに、高校生まで含めて利用についての計画、幅広くされたというのを聞きしに行ったときがあって、建てるから、運営から、常に運営するまでの利用者、幅広い利用者でされていけばいいなというので、ぜひ望みます。

2つ目の質問で、先ほど、前に利用がなかったということで、中高生の居場所学習なのですが、未来塾をやられているお子さんの中には、すごいトレセンの居場所が勉強しやすい。家庭にいるよりもずっと集中してできるという声をいただいて、だけ

ども、行くといつもいっぱいになっていてやる場所がないので、ぜひ空き部屋を開放してほしいというのを聞きましたので、この質問をしたのですが。

聞きに行ったときに、前より中高生が増えて、幅が広がったというところから、前は小学生にそれを開放したけれどもあまりなかったという話を聞かれたのですが、ぜひそこもこの複合施設ができるまでの間の利用として考えていってほしいと思いますが、それがどうでしょうか。

というのは、今未来塾とかあそこを利用している人たちは、できる頃は次の段階に進んでしまうので、ぜひ今やってほしいということですが、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 子どもたちなのですけれども、多分1つの部屋の中で、閉じた空間の中で何かをするというのはあまり楽しくないのではないかなと思っています。今あるトレセンのロビーのような、ちょっと大人の目があって、でも少し安心できて、で友達と話をしながら何かに取り組めるという、ああいう空間がとても居心地がいいのかなと感じております。

閉じた空間の中で、部屋の中ではそれがなかなかできなくて、与えられたものとか取り組もうとするもの1つだけに集中してやらなければいけないという、その苦痛感みたいなものがもしかしたらあるかもしれないものですから、ああいう緩やかな場所とといいますか、ああいうところが本当はもう少し準備ができたらいいのだろうなと思っています。

ただ、もう少し改善の余地もあるものですから、少し今ある状況のところをもうちょっと使い勝手がいいようにして、中高生の生徒の皆さんが寄っていただけるような、そんなのを充実していくほうがよろしいかなと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 利用しようと思って行ったときに先着がいてできなかったとがっかりしてしまうという状況が生まれえないような、もうちょっとオープンスペースでどこかないかなというのを考えていただくとか、そんな工夫をして、ぜひ複合施設ができるまでの間だけでも、中高生の居場所づくりというのをぜひ考えていってほしいということで、2番目の質問を終わります。

3番目は、募集で、お聞きしたときはあまり多くないと言ったのですが、仮定なのですが、もし財団法人の募集が多くなってしまっていて、児童館とか、そういう可能性は出ないのでしょうか。

私も何人か聞かれたときに、居場所支援事業のほうがただだからそっちに行くかなというのを何人か聞かれたものでその心配が出て、そうすると人数制限がある中で、できなくなるのではないかと心配があったので、その心配はないですよ。

○議長（百瀬 章君） 小林教育次長。

○教育次長（小林好子君） 3月15日までを第1期の期限ということで募集をかけておりまして、今のところはまだそのような懸念が起こる状態ではないところであります。ただ15日までの期限もございまして、いろいろなお問合せも頂戴しておりますので、またその中でいろいろ検討して、今後保護者の方ともいろいろな形で懇談した中で考えていきたいと思っております。

○11番（大池俊子君） この質問はいいです。

○議長（百瀬 章君） 質問事項2を終了いたします。

続いて、質問事項3「合葬墓について」を質問してください。

大池俊子議員。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 最後の質問「合葬墓について」質問したいと思います。時間が少なくなりましたので、先ほど小出議員の質問も基にしながらしたいと思います。

この質問をするのは、合葬墓を造ってほしいというのを十数年前からずっとやられてきて、その方々も、現実の目先の問題となっている方も何人かおられますので、再度質問しました。

本当に中には、お墓を奥さんの実家のほうに持って行ってしまったとかという例も幾つか聞きました。本当に残念に思っています。

なかなか村として運営していくには大変と言われたのですが、行政で、宗教法人ではなくても、例えば安曇野市などは、第2弾で今度また計画に入れて広げるという話もお聞きしています。

そういう面で、樹木葬というのが先ほどなかなか大変と言われたのですが、樹木葬でもいいのですが、合葬墓も、今、上に誰でも入れる、行き倒れの方が何体か入っているのですが、そこのところを合葬墓的なものに変えてできる方法というのはないでしょうか。その研究などはされたことがありますか。

○議長（百瀬 章君） 質問通告書と整合させていただきたいと思います。

○11番（大池俊子君） すみません。「合葬墓について」ですが、合葬墓を造ってほ

しいという質問は何度となく出してきました。ほとんど前進していません。

今、コロナ禍で一番変化したことは、葬式のやり方であります。ほとんどは家族葬となっています。コロナが終息しても今までのようなやり方には戻らないと思います。特に墓守のいなくなる家庭、生活の困難な家庭の要求は増えています。墓じまいも出てきています。

村はその時々にお寺の問題も出されてきました。墓の問題は今や住民の中には待たなしの方もいます。奥さんが亡くなり、どうしてもなく実家の墓へ入った方もいます。

なろう原上段の無縁仏を預かる墓も含めて考えてほしい。時の流れとともに、墓の考え方も大きく変化しています。そこで、質問します。

今までの取り組んだ経過は。

2つ目に、なろう原507区画の到達点は。これは先ほど答弁いただきました。

3つ目に、上段の無縁仏の墓も含めて、合葬墓の考え方は、合葬墓を望む方では、行政でぜひ取り組んでほしいという方が大半であります。

これで1回目の質問とします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「合葬墓について」お答えをいたします。

1番目の質問「今までの取り組んだ経過」でありますけれども、これについては数年前から、合葬墓についてはそれぞれ先進の自治体などを視察して、検討も重ねてまいりましたが、今現在は特に取り組むということはしていないというのが現状であります。

2番目の質問は重なりますので省略します。

3番目でありますけれども、村内の合葬墓の需要が多くあるというのは承知しているところであります。そういった状況ではあるのですが、この答弁も重なりませんが、財政の面、また維持管理の面からも、山形村の今できる状況ではないと判断しているのが現状であります。

しかしながら、大池議員の質問の中にもございましたけれども、今葬儀の在り方も大きく変わってきております。これから村民の皆さんがどういった葬儀の在り方、また埋葬の仕方を望むか、どういうふうに変わっていくかというのは、これからそうい

った流れを見ながら進めてまいりたいと思います。

ただし、村内にあるお寺もそれなりの時代に合わせた葬儀の在り方を模索している状況でありますので、そちらとも共存ができるようにということをまず優先して考えたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 先ほどは失礼しました。時間がないので、最後になってしまっていますが、大分住民意識も、住民要求もだんだん変化してきて、在り方もうんと変わってきたと思うのですが、アンケートというのもしょっちゅう出していただいています。ここでお墓を使うときもアンケートを取りながら507区画というのができたわけですが、その後、今30%強ぐらいという、まだ埋まっていなくて、将来を見据えてこのまま維持するという話ですが、葬儀の在り方、お墓の在り方がうんと変わってくる中で、もう一度どういうふうにするか工夫しなければいけないのですが、アンケートを取りながら、樹木葬、お金をかけるのが無理だったら、上の合葬墓も、村の条例とか見てもあまり規定がないので、そのところも少し、そういう合葬墓的なものを希望する方でも利用できるような運営の仕方に変えていただけないでしょうか。アンケートと合葬墓の利用についてです。2つの質問をして終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 時間がなくて申し訳ないですが、アンケートに関しては昨年来もお答えしておりますけれども、時代の流れの中で、整備するときの大きなアンケートとしては、かつて行ったものをベースにやっていますけれども、今この状況で、村がほかにいろいろな行政課題がある中で、そこになかなか力が注げないという中で、すぐ目的につなげるようなアンケートができるかということ、それはなかなか難しいと思います。決してやらないということではないですけれども、そのためのアンケートというのは、今は難しいかなというのが正直なところです。

それから、一番上の、無縁仏とおっしゃいますけれども、あれもおっしゃるとおりちゃんとした規定があつてのものではないとは思うのですね。あそこをそのために広く開放するというような位置づけであそこを置いているものではないと思うものですから、再三申し上げますが、人生の終焉であり、尊厳を大事にしなければいけないものであるものを村が中途半端な状況で始められないというのが一番懸念される場所なものですから、皆さんの需要というの、声というの十分分かりますけれども、

今はその時ではないといいますか、できる状況ではないと判断をしております。

○議長（百瀬 章君） 制限時間となっております。以上で、大池俊子議員の質問は終了します。

ここで、休憩します。議場の時計で35分まで休憩。

（午後 2時22分）

○議長（百瀬 章君） 全員そろっていますので、休憩時間より少し早いのですが、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時31分）

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位7番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項1「大型事業のタイムスケジュールについて」を質問してください。

上條倫司議員。

（10番 上條倫司君 登壇）

○10番（上條倫司君） 議席ナンバー10番、上條倫司。

「大型事業のタイムスケジュールについて」ということで、新型コロナウイルスによるパンデミックにより、生活の中にマスクの着用や行動制限がかけられたり、薬もない状態のときはもしかしたら死ぬかもと恐怖すら感じたと思います。いちいの里で行われた集団接種をするたびに心が軽くなっていったと思います。集団接種に関わったすべての方にありがとう、そしてご苦労さまでしたと言わせてください。

スポーツの祭典、北京オリンピック・パラリンピックが開催されている中、2022年2月24日にロシア軍によるウクライナ侵攻による破壊・殺人・略奪、そして恐怖。侵攻から1年が経つ中、全く終わりという先が見えません。

このように、世界情勢はもやもや、新型コロナももやもやしていると思いますが、山形村においてははっきりしているのは、第6次山形村総合計画が2023年度から2032年にされ、開村150年が来年ということで先が見えていますが、大型事業は先が見えません。そこで、質問したいと思います。

質問 1、山形村の複合施設のタイムスケジュールを伺いたい。

質問 2、土地利用計画による企業誘致の取組状況を伺いたい。

お願いします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、村長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 上條議員 1 番目のご質問の「複合施設のタイムスケジュール」についてご答弁申し上げます。

先頃、山形村複合施設整備推進委員会から報告がありました「複合施設基本構想」の中に、施設整備に向けての考え方が示されております。

その内容について申し上げますと、令和 5 年度においては、基本構想を基にして、基本計画策定の協議を進め、ハード・ソフトの両面から充実した施設とするため、場所、広さ、開館日、開館時間、職員体制、展示構成、蔵書数など、施設整備にあたり具体的に決められることを可能な限り提示することにしてあります。そのためには、村民の皆様の多様な意見交換の場を設けながら、議論・検討を深め、施設整備の具体化に向け、基本計画を策定していくこととしております。

なお、基本計画（案）の策定を予定している「山形村複合施設整備推進委員会」では、ワークショップの開催などを実施しながら、令和 5 年 1 2 月末までに基本計画（案）をまとめ、施設的具体像等を示していきたいと考えております。

整備の具体化に向けては、イニシャルコストやランニングコストの検討や、財源、予算の平準化の在り方等について検討が必要になるものと考えています。いずれにいたしましても、本年 1 2 月にまとめられる予定の基本計画の内容を踏まえ、施設整備にあたっての取組を進めていきたいと考えております。

2 番目のご質問につきましては、村長がご答弁申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2 番目の質問であります「土地利用計画による企業誘致の取組状況」についてであります。村では令和 2 年度の国土利用計画の見直しを行い、村の土地利用計画との整合性を図ることも含め、将来的な土地利用の在り方のガイドラインとして、村の土地利用計画の見直しの必要性を承知しているところであります。

山形村の現状を見ますと、人を呼び込むための働く場所の確保、また厳しい財政状

況の中、安定財源の確保のための企業誘致は必要な施策だと考えています。今後、関係機関との連携を密に取りながら、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。大分具体的になってきて、中身も検討されるということで、どういうことを取り入れていくかというのは今年決まってくると思うのですが、ここで仕事が再来年度、令和6年になってくると、建設という方向に行くのか、そこらのところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、本年の12月を目途に基本計画を策定していくという予定であります。その段階に、その時点で、課題、解決していかなければ課題というものが見えてくると思います。

それには様々な置かれている状況によって、時代の背景も含めて、いろいろな課題が出てくると思うものですから、それがある程度解決できるという見込みができたときには、具体的に、いつ、どんなふうに工程を組んで建設に向けて進んでいくかということが示されると思うのですが、その課題がどんなものが出てくるかというところを見てみないと、具体的にはいつまでというのは申し上げにくいのですが、ただ、村の総合計画、実施計画では、令和8年度と9年の2か年で建設計画という計画にはなっております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） この事業の進め方として、村長にもちょっとお伺いをしたいのですが、下準備は教育長がして、土地の確保からいろいろは村長がやっていくべき仕事ではないかなと思うのですが、そこらはどのように。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 土地の確保ということですか。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 土地がないと空間に建てるわけにはいかないものですから、そういう確保ということがとても大事だと思うのですが、

それと、建設していくということになれば、村長が主導して進めていかないと、すんなり進んでいかないのではないかと思いますのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今回のこの複合施設の考え方でありまして、例えば、山

形村が今まで造ってきた公共の施設が幾つかあるわけなのですけれども、これはすべて人口が増加している、そういった時代を背景にできてきたものであります。

今、全国すべてですけれども、公共施設というのが増やしていくのではなくて減らしていくという時代になっています。その中で、山形村の公共施設が、複合施設をこれから造るということでもありますので、将来的にこれができることによって、場合によっては違う公共施設を何年後かには潰すということも考えなければいけない。言ってみれば足し算と引き算を同時に考えていくようなこともしなければいけないというのが時代背景だと思います。

それと、こういった公共施設の場合に必ず問題になりますのが、村民の皆さんの合意が得られるかどうか。使っていただくのは村民の皆さんでありますので、建物を造るハードの面は箱ができるわけですけれども、実際に村民の皆さんがこれは使い勝手がいいと思っていただいて使っていただけるかどうか、そこがこの複合施設の建設が成功であったか失敗であったかという評価だと思います。そういったことを考えますと、スピードを競うよりも、内容を競う事業だと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 一応、令和8年から9年に建設ということに進めたいということだと思うのですけれども、それで、今年いろいろなことを考えていくという、いろいろなことを考えても、実際に動いていった場合、そこのところは最初の考えと違うということも出てくるかもしれない。けれども、運営をしながら、いい形に持っていくという方法もあると思うのですけれども、そこらのところは計画どおりは計画どおりで行くのか、住民のいろいろな意見がそのときに出てきたときにまた取り入れながら、沿った形で進んでいくと考えるのか、そこらのところはどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これは上條議員の質問の中にもありますが、2つのやり方といいますか、こっちのやり方というのではなくて、例えば最初に計画を、複合施設を造りますという、3年前、4年前だったと思うのですけれども、その時点と今、3年、4年経つと、時代の背景も当然変わります。またこれから3年、4年経つとまた変わると、これは当然のことだと思いますし、いろいろなイベントがそうだと思うのですけれども、例えば一番大きいイベントですと博覧会みたいなものもあります。構想を10年ぐらいで当然できてくると思うのですけれども、最初の構想と実際に着手す

るときの10年のブランクがあります。当然、10年前のものは陳腐化しているというのが現実だと思います。でありますので、本当にこれがよかったかどうかというものを造るとするのは非常に難しい話ですけれども、みんなが知恵を出し合ってこれを造ったというプロセスが大事だと考えております。

そういうことありますので、村民の皆さんに、1人でも意見を多く聞かせていただきたい。それを参考に、最後決めるのは私でありますので、失敗であれば失敗であったという責任は負うということしか、村長の立場としてはないと。ただし、いいものを造らなければ、村民の皆さんに使ってもらえなければいけないという、この複合施設というのは、そんなに簡単な話ではないと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、村民の皆さんの意識もかなり変わっております。例えば、図書館を使うのに、山形村の図書館を使いたいと考える皆さんが何パーセントいて、もっと大きい図書館のほうがいい、波田を使います、飛行場のところにある図書館を使いますという方が何パーセントいるか、これも大きな問題だと思います。そうならば、山形村がどの規模の図書館を造るか、これは非常に難しい判断が迫られると思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 図書館1つにしても、いろいろな形態が今出てきているというような。テレビなどで見ている、あるスペースを貸し出すとか、いろいろな図書館が出てきていると思いますけれども、先行して施設を造っているところを再度見て、経過、塩尻辺りにしても、年が経過してきているわけですけれども、そういうところもまた参考にしながら行かなければいけないかなと思うのですけれども、そこらの点はどう考えているか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 申し上げますとおり、これは先ほども出ていますけれども、ワークショップがこれからあるということですが、私のイメージとしてありますのは松川村に「すずの音ホール」というのがあるのですけれども、これは15年、20年くらい経つと思うのですけれども、そのときに「すずの音ホール」、これも複合的な施設で、音楽ホールと図書館が一緒になっているという施設であります。

これを造るにあたって当時村民の皆さんにワークショップをやったところ、多いときには80人から100人が集まって、自分たちのこれから造るホールを真剣に議論

をしたと聞いております。30回、40回と会議を開いたようであります。最後はさすがに村民の皆さんも疲れてきて、集まる人が10人、20人になったという話を聞いています。何を造るかというのはそういうことだと思います。

村長がどう思うかということは、これはどっちでもいい話でありまして、村民の皆さんが自分でこれがいいということを本当に考えて造るとというのが一番大事だと思いますし、それを造った後、いかに使われるかということに結びつくと思います。

幾つかの公共施設で話題になって、失敗という言い方も変なのですけれども、使われないままの公共施設も全国では幾つもあるわけでありまして、公共施設を早く造ればいいという、そういったことはないと思っております。

じっくり時間をかけて、もし仮に失敗しても、村長の先見性もないけれども、村民の自分たちも責任があると言ってもらわないと、これは立場がないわけでありまして、村長が好きでその公共施設を造るものではない。

先ほども何回も申し上げておりますけれども、主役は村民でありますので、村民が自分が使いたいと思うものを考えていただく。お任せ民主主義というのはもう限界が来ていると思っただかかないと、山形村の未来はないと思っております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 村長のおっしゃることはよく分かりました。村民が使いやすくするということが一番だと思います。それと、その思いがうまく建物に乗っかりながら活用されるということが大事かなと思うわけです。

1つの目安として、令和8年から9年にできると。村民にこれをしっかり示していく中で、どういうのを造ってくれるかなとわくわくしてもらおうということがすごく大事だと思います。おいしい物を食べるときはお腹を減らしておいて食べるのが一番だということも言われますけれども、ちょっと先になりますけれども、いろいろな意見を出す機会をうまく設けて、委員会だけではなくて、いろいろなところでPRをしていくということが大事なのかなと思います。ありがとうございました。

それでは、次の土地利用計画というところに行きたいと思っております。何年か前に土地利用計画ということでアンケートを取ったと思っておりますけれども、その後、どういうふうになって。またこの間、土地利用計画と出されたわけですが、そこらのところはどうなっているのか、説明願います。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 数年前にアンケートをいただいたものについては、村

の国土利用計画のアンケートかと思います。それが令和2年度に実施をさせていただいた作業になると思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） その次に企業からの問合せがあったと聞いているわけですが、その後、どういう状況なのか、よろしくをお願いします。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 事業者様からのお問合せをいただく進出希望といったものは年に数件はいただいているところであります。先般の1月の全協でお話をさせていただいたものについては、国営事業が終了してから8年経過するものですから、この3月で農振法のほうの8年縛りというものが1つ解除となります。

そういった関係で要件が取れると、いろいろな農振法がかかっていた場所でも進出ができてしまう状況ができてしまうものですから、そこに対して、令和2年度につくった国土利用計画、それから、村で今持っている現行の土地利用計画、その整合性を合わせながら、土地利用の全体像といいますか、そういったものを村のほうでつくりたいと考えていて、企業からのお問合せというのは結構な頻度でいただいているのが現状であります。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 全然問合せがないというと全然話が進まないわけですが、企業としても早く用地が欲しいとか、そういう時期というものもあると思いますので、その点は何年度くらいにできるのだろうかという予想が立つのかどうなのか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 土地利用を進めていく上で、例えば農地を企業用地として土地利用するには、農振法の部分のクリアですとか、農地法の農地転用ですとか、いわゆる手続といったものが数多くあります。

その中でも、国のほうで今、進出企業さんに優位になるような、税制的な優位があるような制度も幾つかあります。その中でこういったものを使っていただくかとか、あとそういったものには、5年間とか時限の法律も多々あるものですから、こういったものが一番よくて、お互いにどんなふうに計画していくかというところをしっかりと詰めないといけないと思います。

土地ですので、あくまでも個人の財産です。村の財産ではございません。ですので、地権者さんの当然同意といったものを得るための説明もしていかなければいけないと

いうところはあると思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 農家でも、これからまだ土地を広げてやりたいという農家もあるし、「俺はもうこの辺でいいかな」という人もいると思います。そういう中で、いろいろな農民のいる中で、いい方向に進んでいったらいいかなと思います。

それともう1つ、松本でも工業団地の計画というものがあるようなことも聞いたのですけれども、その点はどうなっていますか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） せんだっての新聞報道かと思います。松本市議会での答弁かと思いますが、そういった答弁があったのは新聞での報道のとおりであります。そういうふうにお聞きしています。

場所については、特にここと限定しているわけではなくて、その周辺という言い方で、松本市の担当者とは情報交換をしてあります。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ものには、売り手市場と買い手市場ではないのですけれども、どのくらいの面積でというのも計算しながらしていかなければいけないと思いますけれども、どんどん売れるというくらいになってもらいたいと思います。

いろいろな障害があると思いますけれども、ここは素早くやっていかなければいけないのかなと思いますけれども、そのことはどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これも時間的なスピード感がどうかということになると思うのですけれども、それも当然大事なことなのですけれども、もう1つ心配しておりますのは、課長説明申し上げましたとおり、村の土地を先に購入して、造成してここへどうぞと村が売り手としてやるわけではないものですから、そこまで関わるということを考えておりません。でありますので、ある程度企業側と地主との中に入ってという形になるものですから、企業側が、言ってみれば歓迎されないという言い方もおかしいのですけれども、必ずしも歓迎されないような企業が来る場合も十分考えられるということでもあります。

一番理想だと思っておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、人口減少の時代でありますので、そこで雇用が生まれ、また近隣の農家の皆さんにも、そこに企業が進出しても、お互いが共存できるような、そういった会社だといいいのですけれども、

そうではない場合も当然あるものですから、その辺は何でもいいというのとは違うところ、というのが頭の痛いところであり、注意をしなければいけないところだと感じております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。相手のあることですから、三方がうまく収まってもらうように、検討願いたいと思います。大変ご苦勞なことだと思いますけれども、ぜひ進めていってほしいと思います。ありがとうございました。以上で終わりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほど上條議員さんのご質問にお答えした中で私、誤りがあったものですから修正させていただきます。

先ほど実施計画の中で複合施設の建設年を令和8年・9年とご答弁いたしましたが、令和7年と令和8年の誤りですので、実施計画に掲載されている建築予定年度につきましては、令和7年度・8年度ということで訂正をお願いいたします。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員、以上でよろしいですか。

以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 3時01分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時02分）

◇ 竹野 入 恒 夫 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位8番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「開村150年に向けて」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（2番 竹野入恒夫君 登壇）

○2番（竹野入恒夫君） 議席番号2番、竹野入恒夫です。私は、今回大きな項目で3

つの質問をさせていただきます。

昨年日本に生まれた赤ちゃんが80万人を下回った。政府の見通しより11年早い、法政大学経済学部教授の黒一正氏は、我が国の少子化はもっと加速し、2031年の新生児は70万人、40年には60万人、52年には50万人を下回ると、政府よりもずっと厳しく予想する。人口減少は憲法改正を必要とする国防と並ぶ最も深刻な日本国の課題であり、少子化対策が急がれる。

それでは、一般質問に移ります。

1、開村150年に向けて。村でも来年の開村150周年に向けて、記念事業など、住民と節目を盛り上げる計画でいます。村民がよく耳にする要望です。

1、ふるさとCM大賞NAGANOで上位の成績を残すようなCMができないものか。

2、山形村を全県にアピールする絶好の機会だと思うが、今までの取組が評価されていない原因は何でしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員のご質問にお答えをいたします。「開村150年に向けて」のご質問であります。

1番目の質問であります「ふるさとCM大賞NAGANOで上位成績を残すようなCMができないものでしょうか」ということであります。

ふるさとCM大賞への近年の応募の状況は、令和2年度、令和4年度と応募をいたしました。令和2年度は移住をテーマに、一部議員さんにもご出演をいただきましたし、今年度は小学校6年2組の子どもさんたちにも授業の一環として取り組んでいたいております。

受賞作品になりますとテレビでの露出も増えることも承知しておりますが、限られた人員での対応でありますので、限界があるというのが現実だと思っております。

2番目のご質問の「山形村を全県アピールする絶好の機会だと思うが、今までの取組が評価されていない原因は」ということでありますが、その時々で最善を尽くしてはいるわけですが、それにかかる人員や時間なども影響があると思います。山形村をアピールするといった視点では、令和4年度の元気づくり支援金を活用しPRの動画

の作成や、コロナ感染症地方創生臨時交付金を活用しての地元ユーチューバーによる村内の事業所の紹介などを行っているのが状況であります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 今テレビを見ていますと、いろいろな市町村でもって、本当に面白いというか、またそこに行きたくなるようなCMができています。これにはちょっと力を入れたほうがいと村民の方も大勢の方が言うもので、またこういう質問をしてみたのですが、特化してできるようなことはできないのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） こちらのふるさとCM大賞に限らずだとは思いますが、村をPRするといったことは大変これから先の村のことを考えますと非常に重要なことだと思っております。総合計画の策定の際にもいろいろなご指摘をいただきましたし、まち・ひと・しごと総合戦略の検証委員の皆さんにも指摘をいただいたところです。

そういったところを含めて、このふるさとCM大賞に限らず、今回は元気づくり支援金にチャレンジをしてみたりとか、あとは、ユーチューバーの方に契約をしていただいて、村を外にアピールするといったことをさせていただいております。

ちなみにですが、ユーチューブの関係ですと、今21本ほど動画作成していただいて、41万人ほどの視聴者に御覧をいただいたと。これは同じ人が同じ携帯電話、パソコンから見ても1回1人しかカウントしませんので、単純に41万人が山形村を訪れてくれていると、外からですけれども、そのような見方もできるかと思えます。

いろいろなメディア、それから方法を使ってPRをしていくといったところは私どもの使命だと思っております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 150年に向けていろいろな人から意見を聞くのも大事だと思いますが、その中の人たちも交えた中でのCMというものができれば、本当にいろいろな人が見るので、効果が非常にでかいと思うのですよね。

そのために、いつも上位の賞を取っている市町村に出向いて教を乞うとか、例えば池田町も2年連続でいいところ行っているの、その辺のところへ行って視察するとか、そのようなことはできないのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、池田町の例が出たものですから、私も非常に池田町さんのCMについては興味があったものですから、町長と会う機会があったものですから、ちょっとこの話も伺ったのですが。池田町さんの場合にはたまたま職員の中でこういったことを経験されている職員がいて、その職員が中心になってやっているということで、非常に才能のある職員のようにあります。

今村民の皆さんからいろいろな意見をいただくということでありましたので、そういった関心を持っていただいている村民の皆さんの力をどこかの場所で生かしてもらうような仕組みをつくっていかねばと思っております。

また、いろいろな場面でそういった村民の方の村民力が生かせるような、そういったイベント、仕組みをつくりたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 地域おこし協力隊等の協力等は得られないかね、これは。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 協力していただくことは多分可能だとは思いますが。それぞれ私どもの協力隊はミッションを持っての隊員になっていますので、その活動へ影響が出ない程度では協力はいただけるものと考えています。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） ぜひ、150年に向けて、今年いい賞を取って、来年放送されるというのが一番ですが、そんなうまく行かないと思いますが、ぜひいいCMを作って、村民が喜ぶような形を取ってほしいと思います。これは要望です。

以上で1つ目の質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 質問事項1を終了します。

竹野入恒夫議員、次に質問事項2「アマニについて」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 「アマニについて」。前村長時代に、アマニを栽培して村の特産物にするのだと随分熱心に行動を起こしたが、その後の進行状況はどんなふうになっているのでしょうか。

この事業にはどのくらいの費用をかけたのか。

アマニ油の搾り機の活用頻度はどのくらいあるのでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります、「アマニについて」のご質問にお答えいたします。

「前村長のときに、アマニを栽培して村の特産物にすると行動を起こしたが、その後の進捗状況は」についてであります。

平成27年の地方創生加速化交付金の事業認定を受けて実施した「ビューティ&ヘルシー産業創出事業」の一環として、遊休荒廃農地対策として取り組んだのがアマニ栽培でありました。アマニはアマの種子のことで、乾燥させて種子から搾った油は「亜麻仁油」と呼ばれ、健康によい油とされております。

ご質問のその後の進捗状況ですが、村内の社会福祉法人や村内の有志での取組として数年間は継続しておりましたが、現在、取組は全く行っていないという状況であります。

2番目のご質問の「どのくらい費用をかけたか」についてであります。アマニの栽培のほかにも、廃棄される長芋を活用した事業も同時に展開してまいりました。全体の事業費としてはおよそ260万円だと聞いております。

3番目のご質問の「アマニ油の搾り機の活用頻度はどのくらいあるか」についてあります。有志でアマニを栽培している個人の方から、年数回程度の申出がありましたが、栽培が減るについて申出がなくなり、昨年度からは申出がないというのが現状であります。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） では、現在はもうほとんどの方が栽培していないということなのですか。それと、健康によいということで私も毎日欠かさず摂取していますが、これが村の特産物で成り立たなかったというのは、どういうわけでしょうか。何が足りなかったのか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） アマニについてなのですけれども、今現在と申しますか、今年度問合せが1件ありました。「アマニの種はないか」という問合せでありまして、個人の方でありましたので、新しい種ではないのですけれども、役場で持っている、数年前に収穫した種がございますので、そういったものを希望者の方には少し

分けている状況であります。

ただ、たくさん欲しいという要望ですとか、村内の休耕田ですとか、休んでいる遊休荒廃農地や何かでまいて試してみたいという要望については、今のところないというか、少なくなって、今のところはない状況であります。

特産物としてのというご質問なのですけれども、まとまった取組で、まとまった収穫量がないと、売るという段階では非常に難しいかなと感じております。

油を搾り取る機械についてもこの交付金で購入をしてあります。ですが、1回に搾れる量というのが非常に少ないという機械でありまして、これをもう少し採算ベース、特産品として売っていくということであった場合は、もう少し大きな機械を購入するだとか、もしかするとたくさん収穫したものを別の業者さんに搾って売ってもらう、商品にするということが必要にはなってくるかなと感じておりますが、今まではそこまで至っていないという状況であります。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） どうしてなのでしょう。農家さんに嫌われたということですか、これは。山形村には、このアマニは適していないということですかね。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 栽培の実験はやりました。何件か取り組んでいただいて、ちゃんと薄紫色のきれいな花が咲いたり、種も収穫ができたということは聞いております。

ただ、植える前の圃場に多少牧草が残っていたりした場合ですとか、雑草が残っていた場合というのが、実はアマニはそういったものに少し弱いらしいですね。せっかく植えたアマニの種も、そういった残っているもののほうが強くて、管理が非常に大変だったということを知っております。

ですので、もししっかりとした栽培ということにつなげていくためには、それなりの圃場の準備も必要にはなってくるかなと聞いております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） では、もうアマニについては村としてもタッチしないという形になるわけですか。最終的には。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） タッチしないといいますか、やめているというわけでは今のところはないですが。先ほど言った長芋と、あとアマニ、この2つを併せたビ

ューティ&ヘルシーという事業でやりまして、長芋の利用についてはあわの部分、捨てる部分を再活用ということで、非常に採算に乗せることが難しい、高価だということで、ちょっとこちらのほうは非常に厳しいのかなという結果にはなったのですが、アマニのほうは、遊休荒廃農地に植えて、景観がよくなる、きれいな花を楽しむこともできますし、出来上がった種については、議員おっしゃるとおり健康にもよい油が搾り取れるということで、可能性といたしましては非常に活用はできるのではないかなと感じております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） では、村としても全部、すべて諦めたというわけではなくて、もしそういう方がいるのだったら、少しぐらいのお手伝いはできるし、搾り機も貸し出すことはできるということによろしいですか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 今あるものであればお渡しすることは可能です。

搾り機につきましては、1回に搾れる量が、非常に量が少ない。500ミリリットル搾るのでしたら20分くらいかかるという機械ですので、相当の時間と労力が必要になってきますので、そういった条件も分かっていた上で、搾り機を使いたいということであれば、搾り方等お教えいたしまして、対応は考えていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 質問事項2を終了いたします。

次に、竹野入恒夫議員、質問事項3「村の行事について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 3番目「村の行事について」。

新型コロナウイルスの流行により、村の行事の中止が相次いだ。今年度は制限が緩和され、村の行事を再開するにあたり、改めて在り方が問われている。

1、夏祭り「じゃんずら」・村民運動会・文化祭などの行事、伝統行事を「どうやるか」を考える絶好のチャンスであるが、村はどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の3番目ではありますが、「村の行事について」のご質

間にお答えをいたします。

「夏祭り山形じゃんずら、村民運動会、文化祭などの伝統行事を『どうやるか』を考える絶好のチャンスであるが、村はどのように考えているか」ということでありますが、夏祭り山形じゃんずらは、戦後まもなく当時の連合青年会が行っていた盆踊りを引き継ぎ、昭和59年から教育委員会に事務局を置き、スイカ祭り・花火大会・カラオケ大会など、村の一大イベントとして引き継がれてまいりました。

文化祭・運動会についても、戦後、青年団により開催されていたようですが、山形村では、昭和26年に公民館が設置され、青年団、婦人会などが主体となる公民館へ受け継がれたようであります。

高度経済成長期やバブル期の異常な経済の後、平成3年、4年、バブル景気の終焉に合わせるように、山形村の婦人会・青年会が相次いで解散をしております。

戦後の山形村の発展に大きく寄与した公民館の昭和25年8月の館報の創刊号には、公民館の使命を雑草や石ころを取り除くのは村民であり、村民によってつくられている各種団体である。その各種団体とは、青年団・婦人会・PTA・農業協同組合などであると記されております。

山形村の発展の原動力は、地域の力、村民力であったと思います。夏祭りなどのイベントにおいても原点に立ち返り、村民が主役であることを基本に協働で取り組むことが必要だと考えております。本年度については、それぞれ委員会など協議をしながら、また公民館と調整を図りながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 村民運動会が始まった頃は地域の間関係も濃厚で、趣味や娯楽には限りがあり、地区のきずなをつくるには絶好の機会でした。地区と地区との対抗意識もあり、一致団結して、さっき村長が言ったように村民力でやってきたものですが、今はどうするかということが問われる時代ですので、在り方というものはどうなふうに考えているのか、村民運動会に限らず、じゃんずら、文化祭などどのように考えていますか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 村民運動会や文化祭の公民館の関係ですけれども、コロナでほとんど思いどおりの活動ができていないものですから、この次、本当に前の状態で行けるのかというのはとても疑問がありますものですから、公民館としましても同じようなことはできないだろうと。だけれども、人と人をつないできた公民館の役割と

いうか、意義というものはつないでいかなければいけないものですから、それには役割をちゃんと認識したところで、どういう催しといたしますか、イベントというかがいいのか、これから今年度考えていくという状態に今なっております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） その行事は地区が目指す姿かどうか、目標に沿っているのかの見極めをどのようにして行うか、その辺はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） その内容も含めて、今年、これから検討させていただきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） この検討はどのような形でやっていくのですか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 具体的には、分館長会と、それから公民館運営審議会の委員の皆さんに検討していただいて、方向をできるだけ早く出して、今年度の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 人口減少、個人主義の台頭、生活の働き方、趣味など、様々なものが多様化しています。その中で行事をどのように考えていくのか大事だと思うのですが、村民に対して意見を聞いたり、また、どんな方向で行くとかいうのは、なるべく早く出していただきたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 各分館の役員さんを通じて、分館内の意見集約等を図るような機会を設けていただいて、意見を集約しながら検討を進めていければいいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 各地区の公民館活動も大分違ってきていると思うのだよね、以前と違って。運動部、社会部とあったのがなくなってきたりしているので、その辺のことについては、村としてはどのような指導をしていますか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 役員の負担感というのが結構言われるようになってきて、多分自治という力も弱まってきている中で、役割、なぜこの役があるのかというところ

もなかなか認識する機会というのも難しくなっていると思います。

どうしても役が負担で、それが基で地域活動から離れていってしまうとか、そういうこともあるものですから、本館のほうとしましては、本館へ出ていただく、本館の役員数も減らしながら、それから分館のほうも、このところコロナの影響もあったのですけれども、事業も縮小されているという中で従来のような専門部制ではなくて、事業部という1つの部で束ねたような考え方で分館運営をするという分館も出てきているものですから、それはそれで分館の自治力といいますか、考え方に任せるということで、特にこういう人数にしてほしいということは言っておりません。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） いろいろな形で、いろいろな方法があると思いますが、減らしてしまったり、やめるということはどうもうまくないようですので、どう継続していくかを考えて、どうやるかも考えて、行事を進行していただきたいと思いますので、ぜひそんなことをお願いして終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員、終了でよろしいですか。

ここで暫時休憩します。休憩。

（午後 3時29分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時30分）

◇ 百瀬 昇 一 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位9番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一員、質問事項1「子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組は」について質問してください。

百瀬昇一議員。

（3番 百瀬昇一君 登壇）

○3番（百瀬昇一君） 議席ナンバー3番、百瀬昇一です。最後の質問者になりますが、よろしくお願ひします。

「子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組は」。

前段付け加えさせてもらいますが、2月の広報やまがたにおいて、山形小学校の校長先生、大池校長先生より、令和4年全国学力・学習状況調査の山形小学校6年の結果についてご報告いただきました。ちょっと内容を触れさせてもらいます。朗読になりますが、付き合ってください。

数字だけではない6年生のよさが2つあります。1つは無解答が少ないこと、もう1つは記述式問題の正解率が高いことです。これは、粘り強く自分の学びをしようとの姿勢が身についているからであり、今の予測不能な社会を主体的に生きるための基礎となる力です。単なる受験学力以上の力があると考えています。という報告がございました。

今、山形村もいろいろな問題を抱えていますが、将来はこの子どもさんが大きくなって、期待できるものと思います。生きる力は、知力、体力です。

令和5年度が始まる前に、これからの村づくりの基本となる第6次山形村総合計画の遂行前に質問させていただきたいと思います。

近年、子どもの体力が低下傾向であると言われていた中、新型コロナウイルス感染症の拡大により拍車がかかった子どもの運動不足。子どもが運動不足になっている直接原因としては、学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による外遊びやスポーツ活動の減少、空き地や生活道路といった子どもたちの手軽な遊び場の減少、少子化や学校外の学習活動などによる仲間の減少が挙げられています。

また、文部科学省が例年行っている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、現在の子どもの体力・運動能力の結果は、その親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子ども世代が親の世代を下回っています。一方、体形の問題ですが、身長、体重など、子どもの体格についても同様に比較すると、逆に親の世代を子どもが上回っています。

こういう中で、令和4年12月、スポーツ庁より「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が出され、子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組についての方向が示されました。そこで、幾つかの質問をさせていただきます。

1、「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果では、長野県は学校での内容は全国平均以上であるが、全体では全国平均より低いという結果のようであったが、山形小学校ではどうでしたか。この結果に基づいての今後の取組は。

2、幼児の運動能力の低下は今、全国の保育現場で注目されていますが、山形保育園ではどうですか。結果には原因がいろいろありますが、今後の取組は。

3、スポーツ庁より、子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組について示されました。学校、家庭及び地域における運動機会を確保し、子どもの運動習慣の形成や向上につなげよう、5つの対策パターンによる今後の取組は。5つのパターンで示されたようです。

地域では2点。1、幼児期における運動習慣形成の取組を強化します。2、子どものニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備を促進します。これは令和5年度予算案があるようです。

学校の関係では、3、4、体育事業において、児童生徒の運動意欲を高めます。この3番目も令和5年度予算案があるようです。4番目、授業以外の児童生徒の運動時間を増やします。

家庭の関係では、5、家庭で運動を実践するきっかけを提供します。

取組には、スポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業等を利用した取組をしたらどうですか。

以上、お願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 百瀬昇一議員の質問事項、「子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組は」につきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私のほうからご答弁を申し上げます。

1番目のご質問の「『令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査』結果では、長野県は学校での内容は全国平均以上であるが、全体では全国平均より低いという結果であったが、山形小学校ではどうでしたか。この結果に基づき今後の取組は」についてお答えをいたします。

この調査は、小学校5年生を対象に、握力や上体起こし、反復横跳びなど、8種目により調査が行われています。調査結果の中では8種目の体力合計点による平均値が示されておりますので、国、県の体力合計点の平均値と比較した山形小学校児童の体力の状況について述べさせていただきます。

5年生男子の体力合計点の平均値は、国全体で52.28点、長野県全体では52.58点、山形小学校では55.26点で、国や県の平均値を上回りました。

また、5年生女子では、国全体の平均値が54.31点、長野県全体の平均値が54.27点、山形小学校では54.15点で、国や県の体力合計点の平均値とほぼ同様となりました。

山形小学校での今後の取組としましては、楽しく体を動かす中で、運動の機会を多くし、バランスのよい体力をつけられるようにすることを目標とし、縄跳びや手軽にできる体づくり運動などをクラスや学年で取り組んでいきます。

また、運動の大切さを学ぶ取組として、学校保健委員会で児童の体力の状況について伝え、運動できる環境を整えたり、保護者にも児童の体力の状況について伝えていくとともに、保健の授業等で運動の大切さについて学ぶ取組を進めてまいります。

次に、2番目のご質問「幼児の運動能力の低下は今、全国の保育現場で注目されていますが、山形保育園はどうですか。結果には、原因がいろいろありますが、今後の取組は」についてであります。幼児の運動能力低下については懸念材料の1つですが、具体的な数値の把握はしておりません。

幼児期の運動は、運動習慣形成や心身の発育のために重要な要素であると認識しています。山形保育園においても、日々の遊びを通して、心身の健やかな成長のために必要な運動ができる環境を引き続き整えていきたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「学校、家庭及び地域における運動機会を確保し、子どもの運動習慣の形成や向上につなげようとスポーツ庁が示した5つの対策パッケージによる今後の取組は」についてであります。この対策パッケージは、学校、家庭、地域が一緒になって子どもの運動機会を確保し、運動習慣の形成や体力向上につなげていこうと、スポーツ庁が今後の対策として推進していく方向性を示したものと認識しています。この対策パッケージにより、直ちに市町村等が具体的な事業に取り組むという内容のものではなく、スポーツ庁として目的の達成のために実施していく大きな取組内容をパッケージとして示したものと考えております。

本村としましては、今後スポーツ庁から具体的に示されるであろう政策実現のための内容に注視し、山形小学校で毎年度当初に作成される体力向上プランに反映させていきたいと考えております。

また、ご提案いただきました「スポーツによる地域活性化事業等を利用した取組」についてであります。令和4年度の本事業の内容で申し上げますと、「運動・スポーツ習慣化促進事業」と「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成支援事業」という2つの事業から構成されています。

「運動スポーツ習慣化促進事業」は、スポーツを通じた健康増進等の取組に要する経費の一部を補助する事業であり、実績として医療と連携した内容のものが多くなっております。また、もう1つの事業である「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成支援事業」につきましては、スポーツによるまちづくり・地域活性化に取り組む官民連携横断的組織の育成などが主な内容となっております。

こうした事業内容でありますので、子どもの運動習慣形成と体力向上として、直接取り組む内容としては難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 少し再質問をさせていただきます。

コロナがえらい長く続いておりますが、コロナ禍でこの関係については大変先生方なり、保育園でもそうですが、苦労はしていると思っておりますが、コロナ禍での対応で、何か特に困ったような内容があったかどうかお聞きします。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 子どもたちの運動という面で申し上げますと、制約がありますし、マスクをしてということになりますので、なかなか激しい運動というのも難しい。それから、密になるような運動もできないということで、授業を成立するという中ではかなり難しかったかなと考えております。

ただ、子どもたちは、外遊び、前庭とか芝生の広場のほうで、それこそ鬼ごっこですとか、けんけんみたいなのをやりながら、遊びを通じて運動能力を高めているという場面はうんと見えているものですから、授業としての難しさはありましたけれども、子どもたちが体を動かすということについては、コロナ禍であってもそれなりに対応できていたかなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。大分気を遣ってやっていただいたかと思えます。

ここの1番でもう1つ聞きたいのは、県のスポーツ課で出している、この内容の結果が出されていると思っておりますが、この中で、考察がそれぞれ出されています。ちょっと触れさせてもらいますが、体力合計点なり実技結果に関する考察ということで、県的には、調査以来最も低い値を更新してしまっているなどという内容もあったり、体力合計点はさらに下降しているとか、全県下。そんなことで、全国平均を下回る各種

目について、その運動を重点的に取り組む必要があるとか、そんな考察がこれについてはされており。

運動好きに関する考察ということで、どうしても体を動かすということは動く気持ちがいなければ動きませんが、そういうようなことも考察されていますが、この中では健康教育のシステムが重要だということでもとめられているようです。

もう1点の考察は、ちょっと長いので端折ってしまいますけれども、どうしても人間が動くということは、朝食を食べるとか、睡眠不足にならないとか、いろいろ生活習慣の変化に関する考察が出されているようですが、長野県下は全国平均に比べよい傾向にはなっているようですが、前年に比べるとやや悪いとか、ちょっとそういうものが多いような内容とか、そんなことで、全国生活習慣等の状況が全国よりもよい結果になっていることは、本県の家庭の教育力の高さが表していると考えられるというような考察も出されており。

こんなことで、全県下的にはこういう内容が出されているようですが、山形小学校ではどのような捉え方をしておりますか。よろしくをお願いします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 山形小学校の令和4年度の結果で申し上げますと、「スポーツが好きですか」という児童は県よりも低い状態です。ただし「1週間に420分を超える運動をしていますか」とか、そういう質問では、県や国よりも山形小学校の子どもたちは高い数字を示しています。「運動が好きですか」というところをもうちょっと上げていかなければいけないのですが、体が動いているのが結構多いという状況です。

それから朝食ですけれども「朝食を毎日食べていますか」という質問に対しては、この調査の時点では国や県よりも山形小学校の子どもたちのほうが高い割合になっています。

それから睡眠についても「8時間以上睡眠を取っている」という子どもの割合が国や県よりも多い状態になっています。こんな状態です。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。結果については大分内容はいいようですが、ちょっとここで、学校等の内容については全県下でも大変いい指導をしているようですが、全体的にはちょっと落ちているような風潮があるということの内容を聞いたような気がしますので、ぜひ家庭、地域、それぞれバランスよく運動ができるよ

うな環境づくりをしてもらいたいと思います。

今、うちの中で子どもたちはユーチューブとかゲーム、うちの孫もそうですが、そんなことで、なるべく外へ出るような機会、また、家庭では朝御飯を食べてくる率が多いようですので、これについても一層指導をしていただきますように、よろしくお願い致します。

次に、2番目の保育園の内容なのですが、保育園でもコロナ禍の中、大変ご苦労いただいておりますが、保育現場ではできることということで、この原因について、ぜひみんなで共有をしていただいて、もう一步工夫をしてもらいたいということで。原因にはいろいろありますが、外遊びの減少とか、うんと便利になってきた社会環境、便利に変化した生活ということ、また、不規則な生活習慣、このようなことが挙げられているようです。こんな中で、保育園で、こういう原因の中で、積極的に取り組んでいるような内容がございましたら教えてください。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 先ほど教育長の答弁にもございましたが、保育園児の運動低下等、少し危惧されている部分もあるかということです。

山形保育園につきましては、おかげさまで園庭も広い施設を整備していただいておりますし、適切な遊具等も多く用意してあります。また、散歩等を通してその分は、通常の業務をまた見直しながら、また新しい取組は何かできないか、また保育園とも共有しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。

文部省辺りで出されているのは、人間の運動能力は5、6歳で8割方決まるという文章があったのでこれを出してきましたが、特に幼児期に、走る、飛ぶ、蹴る、ぶら下がるという、これについては常日頃注視していただいて、面倒を見てもらうように、ぜひお願いします。

さっき申し上げました原因にはいろいろあるということで、これについて、この時期が、この幼児期が一番この原因を取り除くというか緩和する一番の時期かと思いますので、ぜひそんなことも注視していただいて、よろしくお願いいたします。

次に、3番目でございますが、この5つの対策パッケージについて、私も勉強不足であり質問がうまくできませんが、スポーツ庁なり、県では出しているか分かりませんが、そういう中で、一流選手を小学校なり、子どもの団体の中へ招いて、講演を

してもらおうとか、野球だったら野球の指導をしてもらおうとか、そういうパッケージはありませんか。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） スポーツ庁で示しているパッケージの中には、直接その有名なアスリートの方を招いて講演活動をするというのは書いてはいないのですが、様々なスポーツの機会を提供していきまますというようなものはございます。

以前はたしか、アスリートの方に来ていただいて講演するという機会があったと思うのです。このパッケージの中には明確には示していませんが、ただ方向性としてはそれはあることだろうなと思っています。

憧れを抱いて、それが動機づけになって、何かに夢中になって取り組めることがあるということがうんとあるとしたら、それはとても大事なことなものですから、明確には書かれていませんけれども、そういうことは十分考えられる内容なのかなと思っています。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。利用できるパッケージがあると思います。ぜひ、探していただいて、なかなか村の予算もない中ですので、そういう助成金等を使って、ぜひ子どもがスポーツなり運動が好きになるような行動を起こしていただきたいことを要望します。

村の取組として運動が好きになるような中で、子育て5か条なんてつくって、子どもさん育成の盛り上げをしているような市町村もございます。

生島ヒロシさんの定食・一直線というところで、子育て5か条、こんなようなこともやっている長野県下の町村もあるようですが、こういうような取組を仕掛けてみませんか。どんなものでしょうか。聞いたことがありますかね。多分、子育て5か条なんていうことも見たこともあると思いますが、広島県の教育委員会教育長のどうのこうのと書いてありますが、そんなようなことがありますか、そんな取組はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 参考にさせていただいて、研究をさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） どうも、それぞれご答弁、本当にありがとうございました。

毎回、一般質問の折には必ず申し上げてまいりましたが、最後に村長に要望させて

もらいますが、この第6次総合計画のときには満足度が大分低下している。このような中で私毎回言っている内容については、こういうことの向上だと思っております。

村づくりは山形村に在ることの誇り、仕事の誇り、自己の誇り、家庭の誇り、もう1つ付け加えまして健康生活の誇りを感じながら、各村民は心も体も、また子どもばかりではなく、大人も自分の居場所づくりの実践だと思えます。このことを念頭に置いての取組をお願いいたしたいと思えます。

これから始まる第6次山形村総合計画は、村長が運命の10年と位置づけたチャレンジやまがたです。また多分、第3次健康推進計画も5年度から始まりますよね。ということで、前段村長に要望しました内容について、村長、コメントがございましたら、一言、簡単でいいですので、毎回私一般質問のほうで申し上げてまいりましたので。

先ほど来、以前に一般質問で要望してきた村づくり条例、これについてもどうのこうのという、どうのこうのという言い方もちょっとおかしいです。その内容も出ましたので、村づくり条例ということになると、最低でも2年、3年かかります。もしこれができたら本当にうれしいことです。ワークショップも、何十回、何百回も重ねてもいいような内容ですので、そんなことを私思っていますので、それについて一言、コメントございましたらお願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 百瀬議員の質問でございますけれども、先ほどの村づくり基本条例というものは、これは各自治体でいろいろな、例えば議会基本条例が北海道栗山町でできたのが10年でしたか、20年前でしたか、になると思うのですけれども、それぞれの自治体でそれに倣ってという形でいろいろできていますけれども、形はできたけれども、なかなか魂が入っていないというのもあると思えます。

何回も申し上げますけれども、今日本中の自治体で陥っているのは、観客民主主義と言われる、村民の皆さんは外野で観客のように、行政が何をやるのだというのを自分事ではないものとして、客観的にお客さんとして見ているという、これが日本をむしばんでいる今の民主主義の、言ってみれば終焉かもしれないという、その危機感を持って、本当に自分たちが何をやるか。

先ほど申し上げましたとおり、山形村で戦後公民官報第1号が発行されたときの、主役が村民で自分たちがやると。行政は先ほど観光協会のおきに出てまいりましたけれども、黒子であるというところ。それはある面、民主主義の原点を言い表している

言葉だと思えます。

基本条例の関係では、たしか伊那の議員さんも一緒に見に行った高森町は基本条例がありました。あそこの基本条例のできる過程を見ましても、公民館活動がバックにあって、高森町のまちづくり基本条例ができたと聞いております。

原点は社会教育であって、村民が主役という、そこから出ていると、私なりにはそんなふうに解釈しております。でありますけれども、私の言っていることが正しいかどうかは、これは全然別の問題でありまして、あくまで主役は村民であります。村長がそう言っているけれども違うよと、これで結構でありますけれども、議論を深めていただく、みんなで決めると。みんなで間違えるということが私は大事だと、非常に逆説的な言い方になるのですけれども、みんなで間違えたのならしょうがないと、これが民主主義の原点だと私なりには考えております。

回答になったかどうかはあれですが、またそれぞれ議員さんの立場で、村民の皆さんに一番近いところにいるのが村会議員の皆さんでありますので、ぜひまたそんな情報であったり、いろいろな力を議会運営に発揮していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。

これからは本当に、それぞれ大変な時代に入ったと思います。そこで、第6次計画は本当にチャレンジやまがた村。

私の言っている村民一人ひとりの居場所づくりというのは、ぜひこの村の運営に全員が参加してもらえるような形を取ってもらいたいという意味が、村民一人ひとりの居場所づくりをぜひ、こういう内容を主導してつくっていただきたいと、そんなことで、そういう仕掛けに今後一層力を入れていただきたいということです。

それと、健康生活、健康事業も念頭に置いての村づくりも期待します。

それともう1つ、先ほど広報については触れましたが、議会だより、私、旬の味というのを outs させてもらいましたが、今年こそは明るい日常をとということで、記事は本当に短い文章ですが、また見ていただけたらうれしいです。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員、以上でよろしいですか。

以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。

ここで暫時休憩します。議場の時計で20分まで。

(午後 4時08分)

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 4時17分)

◎議案の訂正請求について

○議長（百瀬 章君） 日程第3「議案の訂正請求について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、本日付で議案第8号、議案第9号及び議案第26号について、議案の訂正請求書が提出されました。

初めに、議案第8号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」及び議案第9号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」担当課長の説明を求めます。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 貴重な時間を大変申し訳ございません。私どもから提出いたしました議案に誤りがございました。

御覧いただきたいと思いますが、1つは議案第8号でございます。「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」ということで、16歳から18歳までの福祉医療の現物給付を拡大するための条例ということで提案説明を申し上げました。全部で3本ございましたけれども、そのうちの1つでございます。

訂正の箇所については議案第8号の議案名の部分でございまして、今お手元に届きました資料の提出の1枚目の部分でございます。

訂正前は「山形村子ども医療給付金条例の一部を」となっておりますが、この「給付金」の後にある「関」は不要でございまして、正しくは「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例」ということになります。こういうふうに訂正をさせていただきます。

それからもう1件、続く議案第9号でありまして、「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」。訂正箇所は議案第9号別紙中改正文にあたる部分ということで、お届けいたしました資料を御覧いただきたいと思いますが、それ

は訂正後のものですが、「別紙のとおり定める」とした別紙のほうでございます。この改正文の部分が、本来であれば母子家庭等医療給付金の条例の名称になっていなければいけないものを、「重度心身障害者医療給付金条例」と誤った記載をしておりました。正しくは「山形村母子家庭等医療給付金条例（昭和49年山形村条例第6号）の一部を次のように改正する」ということでございます。

いずれも誤字、あるいは誤記の問題でございまして、条例の改廃の内容以前の問題です。本当に初期的なミスでございまして、提出した者として大変責任を感じております。おわびをしてこの訂正の差替えをお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 表記の問題の説明がありましたので、これを差し替えていただきたいと思えます。特別何か質問があれば発言を許しますが、ありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

次に、議案第26号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、村長の説明を求めます。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議案第26号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計予算」の訂正について説明を申し上げます。

令和5年3月1日に上程をいたしました新年度の国民健康保険特別会計の当初予算につきましては、内容に一部誤りがあり、これを訂正し、改めまして説明を申し上げます。

当初、歳入の財源として支払い準備基金からの繰入れを3,500万円計上しておりましたが、コロナ禍の影響や医療費の増加などから予想を上回るペースで基金を取り崩してきたため、本年度末の基金残高が1,000万円を切ることとなります。上程した予算ではそれが考慮されておらず、実質的な財源不足の状態となっておりました。これを是正するため、歳入で繰入金額を減額修正し、歳出で同額を保険給付費と予備費で減額して、歳入歳出を総額10億4,981万4,000円とするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があればこれを許します。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それではよろしくお願いたします。

まず最初に、大変大きな金額を擁しております特別会計の予算の訂正でありまして、このように議会の日程にまでいろいろとご迷惑をおかけいたしましたことを、まずもっておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは補足の説明をさせていただきます。

まず基金の状況について申し上げます。

令和3年度末の支払い準備基金の残高に、昨年度からの繰越金の約半額を積み立てた後の基金現在高は5,226万7,000円であります。このうち今議会に補正で上程した分も含めまして本年度の歳入予算に計上している基金の繰入金が4,300万円ございます。これをすべて使い切るわけではありませんけれども、理論上、新年度予算に今確実な財源として見込めるのは差し引きをした900万円余りということになります。したがって、新年度予算に現在計上している3,500万円との間には実質2,600万円の差異が生じています。この事態は予算編成の上で非常に基本的な部分の不注意により招いたものでありまして、予算を編成した者として重大な責任を感じております。重ねておわびを申し上げます。

次に、修正について申し上げます。配付をさせていただきました訂正後の予算書を御覧いただきたいと思っております。150ページを御覧ください。

第1表とありますけれども、その表中、太下線を引いた部分が今回数字が変わっているところでもあります。合計値や何かもありますので下線の本数が多くなっていますけれども、修正する箇所はそんなに多くはありません。

第1表歳入のうち9款繰入金の基金繰入金を900万円に変更いたします。総額を2,600万円減額いたします。

次のページ、151ページ歳出側でも2款保険給付費の療養諸費を2,438万4,000円、それから152ページの予備費を161万6,000円、合わせて2,600万円減額いたします。歳入歳出共に2,600万円を減額いたします。

149ページに戻っていただいて、当初予算第1条のとおり総額を10億4,981万4,000円に修正をさせていただく内容でございます。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑のある議員の発言を許します。

三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） お聞きします。当初組んだときの3,500万円の繰入れというこ

とは、私どもではこの残高というのはこの時点で分からなかったわけですが、この状態でいくと、既に残高は900万円程度しかなかったということなのですか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 結果的におっしゃるとおりであります。昨年の令和3年度の決算を打ったときに額がおおよそ分かっているところでございまして、そこに年度途中に繰越金から若干の積立てがございまして、最終的に現在高が出ますけれども、これは何を言っても言い訳になってしまいますが、予算と別のところで基金を管理しているものですから、直接予算との連動がなかったためにここを落としてしまったということです。全くもって基金管理の不備でございまして、おわびを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。

ほかにありますか。福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） この訂正については、私は理解しましたけれども、一言聞きたいのですけれども、これは担当課長か村長に聞いたほうがいいかと思いますが、例えばこの訂正した予算書で1年間執行するわけですね。個々の運協をまだ開いていないということで、令和5年度の保険料を恐らくこの数字で弾き出すと思うのですけれども、医療給付費に、逆に赤になるような状態が起きた場合、繰越金はゼロですよ、何十万円くらいしか残っていないと思うのですけれども。その辺、もしものことがあったら村の一般会計から繰り出すというような、今の段階でそんなことを聞くのは失礼なのですけれども、この訂正後の予算に対しての村長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 福澤議員のご指摘でありますけれども、福澤議員ご指摘のことになる可能性は十分あると認識をしております。その場合、村でその部分をどういう形で補てんするか。その辺についても、今後ある程度用意というのですかね、準備はしておかなければいけない。どういう対応をするかということは考えておく必要があると感じております。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 特に特別会計の関係については、介護保険会計でしたら県の介護保険会計から一時的に借りることがたしかできるはずだと思うのです、3年間の間で。次の3年間の計画を立てるときに、そのマイナスを加えて保険料を決めるということがあるのですけれども、国保連合会から借りるのは聞いたことがないのですけれど

ども、今村長から聞いて、ちょっと安心させていただきました。ありがとうございます。

○議長（百瀬 章君） ほかにありますか。

三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） よく分からないもので、もう一度教えていただきたいのですが、一応そうすると、国保会計には一般会計なりから法定外の繰出しをしなければいけないということになるのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） おっしゃるとおりであります。国保のほうも県全体で管理をしているという部分はどうもありますので、そこからお金を一時的に借りるかどうかということも、確認してあるのですけれども、どうもそれが当該年度では無理で、前の年からそういう準備ができていれば可能なようではありますけれども、できないということでもありますので、村の責任として、その部分は法定外で出すということになる可能性もあるということでもあります。

○議長（百瀬 章君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいまの議案第26号については、3月1日付の本会議の決定どおり、福祉文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で本日の会議は、これにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時31分）